

# 茅ヶ崎市防災対策強化実行計画

「東日本大震災を踏まえた防災対策に係る課題と対応策」及び「行政内部の応急対策に係る事務の見直し」の課題  
(504項目)

茅ヶ崎市

平成23年6月

担当 市民安全部防災対策課  
企画部企画経営課

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-01	津波からの緊急一時避難場所と消防隊等による津波監視場所の確保	1ヶ月以内	津波被害が想定される場合、海岸近くの学校に避難することは矛盾する。また、平地が多い茅ヶ崎では高台に避難するにも車での避難で道路が渋滞し、被災してしまう可能性が高いことが明確になっている。	近隣の中高層ビルやマンションと協定を結び、警報発令時には一時的に一般住民を上階に受け入れてもらえるように働きかけを急がなければならない。(自治会等を通じてでも良いので市から協力を呼びかける)
1-01	津波からの緊急一時避難場所と消防隊等による津波監視場所の確保	1ヶ月以内	<災害時要援護者支援制度に基づく連絡を通じて>防災ちがさき「3階以上の建物に避難してください」という放送に対して、「どこに避難すればいいのか」「無責任な言い方をするな」とのご意見があった。近隣のマンションに避難しようとしたところ、断られたケースも。	マンションとの協定締結。 協定したマンションがどこにあるのかを地域へ周知。
1-01	津波からの緊急一時避難場所と消防隊等による津波監視場所の確保	1ヶ月以内	中島中学校は、津波でも地震でも台風でも避難所に適していない。近隣住民もそれを理解しているため、避難者はほとんど無かった。	・近くのマンションの集会所や老人ホームを緊急避難場所にできないか検討。
1-01	津波からの緊急一時避難場所と消防隊等による津波監視場所の確保	1ヶ月以内	津波対策について。	津波の避難施設として、マンションやビル等と協定をすすめていく。
1-02	高齢者等の安否確認方法の再検証	1ヶ月以内	ひとり暮らし高齢者や災害弱者への安否確認について	地域で実際に行われた既存の安否確認を活かしつつ、自治会、自主防災、民生委員等への連絡システムのマニュアル作成を受け、地域での安否確認方法を支援する。
1-03	発災時における職員との連絡手段の確保	1ヶ月以内	コミュニティホールには100名近くの職員が待機していたが、市内の各避難所等がどのような状況になっているのか情報不足であったため指示のみでの行動となっていた。	情報開示方法、共有の徹底。
1-03	発災時における職員との連絡手段の確保	1ヶ月以内	災害対策本部と各避難所等の連絡が途絶することによって、配備職員に情報が行き渡らなくなり、避難者への伝達に支障を来す危険性がある。	・現行の防災無線に加えて、情報を共有化でき、必要時に応じて避難所等でいつでも情報を得ることができるツールの導入を検討。
1-03	発災時における職員との連絡手段の確保	1ヶ月以内	避難活動をしている職員には、被災状況等の詳細や現状が伝わりにくく、不安に陥りやすい。	現場職員が災害状況や避難状況を把握できる方法の構築等
1-04	帰宅困難者の誘導、避難所の周知	1ヶ月以内	臨時災害相談室及び被災者の相談に関すること。	・発災後できるだけ早期に市民相談課内において相談窓口を設置する。 ・相談窓口ではライフライン(道路・鉄道・電気・ガス・上下水道・電話・気象)等に関する情報を得た上で、被害(難)者・帰宅困難者等からの相談、避難所情報等の提供と行政から市民への災害に関する情報提供を行う。
1-05	避難所に対する応急危険度判定の迅速な対応	1ヶ月以内	各部局で災害対策応急特命業務が優先され、応急危険度判定職員の確保が難しかった。	実態に即した応急危険度判定マニュアルの見直しを行う。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-05	避難所に対する応急危険度判定の迅速な対応	1ヶ月以内	避難者等の受入施設として開設するにあたって、最優先で応急危険度判定士の判定が必要であった。日中に判定が間に合わなかったため、必要な時に施設の開設が出来なかった(女性センター)。	どこを避難所にするかによって、応急危険度判定士の派遣を計画的に行う必要がある。
1-05	避難所に対する応急危険度判定の迅速な対応	1ヶ月以内	庁内応急危険度判定活動の初動体制ができなかった。判定士本部である建築指導班員がどこに判定拠点を置いているかわからず、避難場所の判定が出来なかった。その後、本庁舎や文化会館の判定を行うよう各部長から指示があったが、建築指導班の動向が見えず、二重判定を行っていた。	建築指導班以外の判定士は、自課の業務を行わず、判定士本部へ集合し判定士本部の指示を受ける。
1-06	保育施設における保護者及び施設との相互連絡体制の確保	1ヶ月以内	(保育園・保育ママ・児童クラブ・その他の保育施設) 災害直後の保育園、児童クラブ、保育ママその他の保育施設と保育課および保護者との連絡方法	ホットライン、防災用電話、携帯電話などの活用
1-07	学校における防災計画の見直し、及び災害時における保護者との連絡体制の確保	1ヶ月以内	学校の対応で、学校から保護者への連絡については、保護者に連絡がつかず、児童・生徒の引き渡しに夜までかかった学校があったことから、茅ヶ崎をはじめとして首都圏に大きな被害が出るような場合は、さらに連絡がつかなくなることを考えられる。	保護者及び保護者代理が不在の場合は、学校で待機させる。また、保護者が迎えに来ることが不可能な場合も、学校で待機させる。
1-07	学校における防災計画の見直し、及び災害時における保護者との連絡体制の確保	1ヶ月以内	学校の対応で、学校から保護者への連絡については、緊急連絡用にPTAや保護者会でメール配信を行っている小学校は、保護者宛に携帯メールで、引き取り下校もしくは一斉下校の連絡を行ったが、大地震発生直後は携帯電話が使用できず、各家庭の電話による緊急連絡に頼らざるを得ない状況となった。	大地震発生後の保護者への緊急連絡については、家庭用の電話による緊急連絡網を基本とし、保護者不在の際の連絡先も活用して、可能な限り学校から保護者に向けて情報を発信できるようにする。
1-08	海水浴場開設時間中における緊急避難誘導体制の整備	1ヶ月以内	大地震発生後の津波の監視体制。	海岸を見渡せる場所に建設されている堅固な高層ビル(監視担当職員の安全確保のため)の所有者に対して、大震災発生後の緊急対応における高層ビルの使用に関する協定等の連携体制を確立する。
1-08	海水浴場開設時間中における緊急避難誘導体制の整備	1ヶ月以内	海水浴場開設時間中における緊急避難誘導体制の整備	海水浴場開設時間中に大規模災害が発生した場合の来場者等の安全対策として、本市の地理的状況を踏まえた緊急時の避難誘導計画を作成し避難誘導体制を整備する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	当日の防災対策課の状況を見ると、かなり手狭であり市政情報コーナーと一体的に活用すべきであった。実際には、市政情報コーナーは新聞記者(1人)が取材事務デスクとして電気コードリールを引きパソコン処理などに使用していた。	取材活動は情報発信に欠くことができないものであり、あらかじめ取材活動スペースを別に設定(想定)しておく必要がある。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	保健センターの室内が暗いと子どもが泣いたり怖がったりする。(保健センター)	できるだけ明るい場所(部屋)で実施するか、他の日でも参加できるようにする。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	無線機で交信する際の取り扱う場所が狭かった。	無線機を移動させて、会議スペースで行う。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	当面、災害時には、活動スペースを確保するため、防災対策課と市政情報コーナーを一体的に活用する必要がある。	書棚等の一時的レイアウトの変更が可能であり、行政総務課の事務スペースも含め活用可能な状態である。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	庁内放送を警備員が行っていたが、やや要領を得ない面があった。	災害時の庁内放送は、職員が行い、あわせて、必要な情報伝達は庁内放送を使用することも必要である。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	避難場所で、市民から「〇〇課は、どこですか」と聞かれ、その課の職員がどこにいるのかわからなかったため、あらかじめ避難場所内で、部・課の集まる場所を決めておいた方がよい。←職員も目印が有った方が集まりやすい。	各課で目印となる集合場所を決めておき、全庁的に周知する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	庁舎内ではほとんど外の情報が入ってこないため、ことの重大さが分からなかった。	テレビやラジオのニュースを庁内放送で流したり、市内の被害状況等の情報を流す。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	通信手段の遮断による部内各施設との連絡・調整	防災無線の活用。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	市外在職員が出勤することが困難となる。	メールや電話等、可能なライフラインを使用し、打合せ等を行う。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	社協と市(市民自治推進課と監査事務局)とで「茅ヶ崎市災害救援ボランティア支援センター」を開設したが、本市の被災地(者)支援の全体的な情報を把握しているところがわからない中で立ち上げたため、情報が少なく、確実に伝えていくべきものがない状態であった。	被災地ではないため、今回はどこが何を担当し、どう機能したのかが市の職員も理解(周知)できず、また、わかりにくかったため、指揮・命令系統を確立し、庁内においても周知・意思統一を図り、市としての役割や使命を明確にして情報発信・提供をしていく。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	応急活動マニュアルでは、市内市立小・中学校の被害状況の情報収集することになっているが、実行されなかった。	無線機が配備されているので、それを利用するなどして、情報収集する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	課員の避難については、学校の状況を確認する作業中に避難命令が出たため、しばらくの間、学校の状況を把握できない状況になった。さらに、教育推進部と教育総務部の避難場所が分かれたため 混乱を来した。	防災用の無線で学校と直接連絡が取れる機能を持つ、教育総務部との連携が必要であるため、教育委員会は同じ場所に避難する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	発災直後及びゆれが収まった後の避難誘導方法(館内放送)の確立。	館内にて十分検討し、避難誘導方法(館内放送)を確立する。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	発災から数日間、固定電話・携帯電話で通話できず、本庁や分館・分室、職員と連絡が取れなかった。	①防災用無線通信システムの活用と研修 ②館内公衆電話の有効活用(つながりやすさ)
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	災害対策本部の設置状況が見えてこない。職員のモチベーションが上がらない。	災害対策本部の設置状況を職員に周知するとともに、〇〇号配備が出されたかも良く周知することによって、職員のモチベーションに訴える。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	・災害対策本部の動きが分からない。	庁内放送を利用してはどうか。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	庁舎内に避難命令と避難命令以外を放送するのに、違いが分かるように放送文を明確する。避難命令でないと放送する場合は、言葉を明確にして各所属長に徹底する必要がある	放送する言葉が明確に伝わるように、放送文を工夫する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	コミュニティセンター・市民活動サポートセンター等への連絡につき有線電話が停電により使用不可のケースを想定する必要がある。	防災対策課により、各施設にMCA無線が設置されたため、施設管理者及び市職員が十分に使用方法を習得する。 市民活動サポートセンターについては、無線機が設置されていないが、近隣であるため徒歩で連絡を行う。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	各施設とまったく連絡がつかない場合も想定し、各施設に、権限(開館閉館の判断、利用者への対応等)を委譲するなり、あらかじめ検討しておく必要がある。	検討のうえ、必要に応じて施設管理者と協議を行う。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	高速複写印刷システムが正常に稼働しなくなり、保守メーカーに連絡するも、なかなか通話ができなかった。	用紙の運搬に応援の人員が必要である。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	出入口の扉の開閉、室内の状況などを確認した。可動棚から文書保存箱が落下することはなかった。本庁舎書庫は、照明が消えると大変危険である。	1 より安全のため、可動棚等に注意喚起の紙を貼る。 2 印刷室及び書庫内に防災用懐中電灯を整備する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	学校配備職員の交代要員として、学校に配属されたが、施設の状況が把握できない。どこに何があるのか分からない。	誰が行っても対応できるよう、①防災無線の場所、使用方法、②鍵の保管場所、③機械警備のセット解除方法、④電話機の使用法、⑤関係者の電話連絡先については、最低でも写真、図入りで用意しておく必要があると思う。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	二本松市にA4の用紙100箱を送ったように、緊急時に用紙が必要な場合が想定される。	現在、印刷用紙は、分庁舎地下1階書庫(A4用紙約20箱、上質紙ほか)及び本庁舎1階書庫(A3用紙約100箱、A4用紙約100箱)に備蓄しているが、より備蓄を確実にするため、分庁舎地下1階書庫の備蓄量の拡大を図るとともに、他の執務スペースでの備蓄スペース確保のため、要望をしていく。(なお、執務スペース確保も限りがあるため、協定市との災害時緊急供給物品としての用紙類の確保のため再検討も必須と考える。)

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	火葬時の燃料(灯油・軽油)確保を震災時でも確実にする。	緊急時の燃料供給体制を確保しておく。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	庁舎(構造物)の緊急点検の実施方法について	今回の震災後に緊急点検が外部からの目視により行われたが、災害時には担当部署による外部及び庁舎内の緊急点検を行う必要がある。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	防災無線放送の度に新たに津波が発生したと勘違いをしていた(放送毎に避難所へ来られた。) 「……発令されました。」の一言倒だった。 発令された警報、注意報が継続しているの、新たな警報、注意報なのか解るように聴く側に不安をあたえない。	「……発令されました。」 「……発令されています。」 等
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	茅ヶ崎市勤労市民会館指定管理者、茅ヶ崎市ふるさとハローワーク、茅ヶ崎医師会(勤労市民会館5階に事務所設置)との被災時における利用者の安全確保、避難誘導等の認識の共有化	定期的な会議の開催
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	災害時の生活支援班の業務である、状況報告書の作成について、ひな形がないため、報告に時間がかかる。	予想される状況報告書ひな形の作成。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	〈災害時要援護者支援制度に基づく連絡を通じて〉すでに連絡系統が確立されていた場合でも、電話回線が不通になると機能しない。	電話以外の連絡方法の確立
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	〈施設の利用等について〉コミセンに併設している包括みどりについて、月曜に停電が行われるとインターホンでの呼び出しが不可能になる。	インターホンのところに番号を表示し、事務所内の電話、もしくは携帯電話にかけてもらう。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	イベント等の実施可否の決定	関係団体と調整し実施の可否を決定し、ホームページ等を利用し周知を図る。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	長時間の計画停電が実施された場合に、電源が必要な消防用設備等が有効に機能しなくなるおそれがある。	消防用設備等が作動しない場合に備えた対応が図られるよう、ホームページ等で周知する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	業務内容が不明瞭な段階で立ち上げため、問い合わせのあった市民の考えている「ボランティア」とセンターの業務内容との相違があった。また、社協のボランティアセンターとの差異がないように見えた。	マスコミが発信する広義の意味の「ボランティア」と、実際に市が被災地になった場合に立ち上げる「災害ボランティアセンター」と今回立ち上げた「茅ヶ崎市災害救援ボランティア支援センター」の役割を再検討し、庁内や外部においても認識してもらうよう周知していく。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	社協内部の体制や意識の違いにより、市と社協との連携がうまくいかなかった。	社協の意識改革と市の窓口を一本化する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線機の使用方法的周知が徹底されていない。</li> <li>使えた学校が31校中14校であった。</li> <li>使えなかった17校については、電話による個別対応となり、時間も人数も要した。</li> <li>ただ、電話も通じなくなると無線機2台では、足りない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する可能性がある課かについては、全員に研修をするべき。</li> <li>定期的な教育総務課と学校との交信訓練を行う。</li> </ul>
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	学校の対応で、地震発生後の避難については、震度5弱の大きな揺れがあり、3分後に津波注意報が出たが、校庭に集合し、点呼の後に引き取り下校若しくは一斉下校した学校と、31分後に大津波警報が発令されたため、引き取り下校にした学校とに対応が分かれた。	大きな揺れの場合は余震への対策が必要であり、また、大津波警報が発令された場合は校舎の3階以上に避難する必要がある。大地震発生後の児童生徒の下校に当たっては、保護者または保護者代理への引き取りが適切と考えられる。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	地震発生時に施設内放送を入れ、館外に出ないように促したが、あわてて外に出て行ってしまった利用者が少なくなかった。	各施設の耐震強度が判れば、その旨のチラシを館内に常時貼りだし、利用者に安心感を持たせる。 地震発生時や津波速報等が出た際の、施設内放送のシナリオを放送機器のそばに常備する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	商店等にハザードマップ等を配布して、情報提供を通常時より図っておく必要がある。	情報提供を行う。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	近隣施設との連携がとれなかった。	確かな情報を基に福祉会館・野球場との連携を図り、住民への適切な指示を整えておく。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	震災後及び計画停電時の業務について研修等が実施又は予定されている場合、関係各所に変更等の連絡が速やかに取れない事態が考えられる。	各種研修会が予定されている場合、内容を変更して対応する。 連絡についてはメール等、活用出来る方法を最大限に利用する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	IS値の低い施設に避難者が来たときの対応について検討しておく必要がある。	各施設のIS値の算出とその情報を一覧としてまとめ、各施設の災害時の利用方法を再考する。 また、IS値の低い施設については、平時より、市民へ災害時等には避難場所になりえないことを予め周知する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	避難所ではない公共施設に市民が避難してきたときの適切な対処が出来なかった。	施設に避難所情報のチラシや張り紙をして、避難所への避難を促す。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	災害発生時は、状況に応じて土曜開庁を開催しないなどの考慮も必要。	各施設の被害状況を確認し、開庁するかどうかの判断をする。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	避難所への交代要員は、応援先を順番に割り振られたため、当該施設の知識がなかった。	経歴や現住所をヒアリングしたうえで、行き先を特定し、経験等を生かせるようにする。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	職員の手配が必要なため、市民窓口センターや本庁窓口の開庁の判断を早めに決定をして欲しい。	建物の被害状況や職員の手配ができるかどうかによって開庁かどうか、防災対策本部で決定をお願いする。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	交通機関が麻痺しているため、出勤できない通勤困難者がおり、職員の応援が必要となる。	災害時の交通機関及び通勤経路を登録してもらい、職員の応援をお願いする。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	現場調査に必要な道具や資機材を現状のとおり本庁舎に保管していた場合、本庁舎倒壊時等に利用できない事態が想定される。	耐震性の高い分庁舎への保管を検討する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	地震発生により、避難誘導を行ったが、庁舎付近では目立った被害がなかったためか、避難中にも係わらず庁舎に入ろうとする市民等が後を絶たず苦慮した。	避難誘導を完了したとき、出入口の施錠、コーンやバリケードによる進入防止や立て看板、警備員や職員の配置などにより市民等が建物に入らないようにする必要がある。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	連絡手段の確保について…大地震が起きると電話や携帯電話が全くと言ってよいほど使えなくなり、本庁や他の施設との連絡が困難となった。	再任用・非常勤・嘱託職員を含め、全職員が防災用無線を活用できるよう、日頃からの訓練が必要である(防災用無線の設置されていない課かいの職員も当然含む)。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	災害時に必要な物(延長コード等)をどの課かいが持っているかの明確化。	必要な物と所有課のリストアップ
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	ホストコンピュータ、各種サーバなど情報機器の正常稼働を維持するため、現在の情報推進課職員に加え、各課における対応予備職員として人選をしておくべきである。	今後は、毎年行われている情報セキュリティ研修の中で、ITリーダーを中心に災害時の対応についての研修を行い、各課における情報機器の保全対応を強化する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	各避難所から防災対策課への防災無線がつながらず、電話で連絡を取っていた。	防災無線の活用方法の再検討。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	契約検査に配置されていた無線機を職場(本庁舎)に放置しており、使用できなかった。 無線機の使用法、協定先との連絡方法等が決まっていなかった。	早急に使用方法を決定することが必要。



No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	停電時にどの端末が稼働するのか不明であった。	稼働する端末に印をつけておく。 停電時の窓口業務要領を作成しておく。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	職員の食糧について。	職員は、3日分の食糧と水を自宅や職場に保管するようにする。配備職員の場合は、自分の分の3日分の食糧と水を避難所へもっていくようにする。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	食事場所の確保について。	6階のコミュニティーホールでめいめい食事を始めたが、場所を指定して食事をとったほうがよい。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	食事(レトルトのおかゆ)が配られたが、それを温めるための鍋が無く、器や箸、スプーンも付いていなかった。	必要と思われる物品を確保したうえで搬送する必要がある。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	物資の搬入及び搬出に時間を要した。	使用済み毛布の回収を迅速に行い、次の災害に備える。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	各防災倉庫の場所がわかりにくく、地図もない中で口頭指示のみであったため、混乱したこともあり、時間がかかった。	各防災倉庫を示した地図が必要、明細地図も必要
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	計画停電中、自動ドアが稼働しないため、手で開けることになるが、ドアに指がかかるところがなく、来庁者が開けるのに苦慮している。	ドアに、停電時の対応策として取手等を付ける。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	計画停電時における施設の警備機能は施錠のみとなるため警備体制が不十分となる。 (こどもセンター、保健センター)	施錠を徹底する。 保健センターで保管していた個人情報等を、本庁課内保管とした。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	(保育園・児童クラブ)計画停電時の警備 機械警備が機能しないため施錠のみとなる 侵入者対策のパニックベルも機能しない	施錠の徹底 防犯ブザーなどの活用
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	本庁舎に保管されている現場調査用の道具等(懐中電灯、ピカ棒、土のう袋、通行止め看板等)が担当フロア(5F)に偏っており、地震によるダメージにより本庁舎建物内から取り出せない状況が生じるおそれがある。	必要な道具等を10班編成用として2セット用意し、担当課付近に1セット、本庁舎以外の倉庫等に1セット用意することで庁舎が立ち入り禁止等の状況に対応できる体制を整備しておく必要がある。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	期日前投票システムが使用できないため紙ベースでの対応となる。	手作業が増えることから臨時職員の増員、索引簿、抄本の打ち出しを行い投票者情報を手で消し込み後、システムに入力する。増設期日前投票所の閉鎖。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	災害応急対策マニュアルにおいて、各班と連絡を取ることとなっているが、公民館等外の施設が多く、連絡を取るにも電話がつながらずなかなか連絡が取れなかった。公民館は無線通話機が設置され、社会教育課と連絡が取れていたが、青少年会館、図書館は設置されておらず連絡を取ることが困難であった。現在は、図書館、青少年会館も無線機設置された。	公民館等と本庁の情報伝達を円滑に行うため、部内全職員が無線通話器の操作訓練研修を実施する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	今回の災害は昼間の発生でした。夜間を想定して、いきなり、停電が発生した場合、非常灯の照度などが高齢者に問題ないかの検証の必要性も感じました。	懐中電灯などを、事務室で即応できる、標準配置場所に置き、災害発生時の突然の暗転に対応できるように、配置場所を固定する。現状では、受付窓口の後ろに配置。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	連絡手段が切断され本部との状況・情報を知るまで時間がかかった。	日頃から全職員が防災用無線を活用できるような訓練が必要。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	非常灯などの点検と改修。	不具合箇所については早急に改修する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	被害状況調査を全校全棟把握できなかった。	道路被害状況によっては、徒歩・自転車で移動し調査することとなるので緊急時の移動手段を確保する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	震度6以上の地震を想定した公立保育園の対応	家具の転倒防止策の強化 非常用持ち出し品の追加
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	交代制を敷いた際に、職員の出席状況の把握が困難であった。	紙ベースでの出勤簿を事前に用意しておく。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	押し寄せる患者のトリアージ	病院玄関前にて、傷病者のトリアージを行い、軽傷者は院内に入れない。災害拠点病院としての役割を果たすため、重傷者は、ヘリ等で被災地外へ搬出するよう県などに要請する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	押し寄せる被災者への対応	病院玄関より院内に入れないようにする。避難所化すると医療機能に重大な負担を及ぼす。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	電源がないためパソコン、財務システムが使えない	紙帳票により出納を行う。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	避難者が施設点検を行う前に施設に入っている。 マニュアル通り、グラウンドで待機させるのか。	初動対応を早く行う。 開校時は、学校関係者が施設点検を行えるよう、研修を行う。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	地震発生後の学校の対応については、大津波警報が発令された状況だったが、海岸付近の学校で、地震発生後に津波対策の避難・待機を行った学校と、特段の措置をとらずに引き取り下校もしくは一斉下校を行った学校があった。	「津波対応マニュアル」の内容や「茅ヶ崎市津波ハザードマップ」に学校が避難所として位置付けられていることから、大津波警報が発令された場合は校舎の3階に避難するなど、津波対策を行う必要があったと考えている。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	茅ヶ崎市が直撃的な地震にあい、津波警報が発令された場合はどうするのか。	各施設より高台に短時間で避難をすることを想定すると、どの場所が適当なのか。施設としての避難場の確定が必要。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	停電等に関する対応で、施設も利用者もとまどいが多く、混乱。	落ち着く何日間は閉館とした方が混乱が少ない。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	地震当日、避難場所が中央公園から西側駐車場に変更されたが、揮発性の高いガソリンが入った車が置かれている駐車場にする事の危険性を考えての指示なのか疑問である。	避難場所を中央公園から西側駐車場に変更した理由を明確にし、新たな避難場所を設定する。設定された避難場所については職員への周知を徹底する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	避難場所を変更したことにより、職員の避難状況が速やかに把握できなかった。	避難場所把握の徹底。 平時から職員の職務状況、職務を行っている場所の把握の徹底。 有事の際、各職員の状況に応じた動きを各課内で把握する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	停電時の防犯対策(電動シャッター・警備アラーム等の停止)や電算機器の保守方法。	可能な範囲で随時手動対応。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	市民および職員の1次避難場所について、西側駐車場若しくは中央公園とアナウンスされたため、部の職員がばらばらとなり、再度参集までに相当な時間を要した。	西側駐車場に関しては、本庁から目視での安全確認がある程度可能であるため、現状の1次避難場所は西側駐車場とする。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	各フロアの統括者が被害状況の報告を第一に行うようにアナウンスされたため、来庁者および職員の避難が遅れた。	来庁者および職員の避難を最優先とし、避難中に被害状況の把握に努める。1次避難場所に到着後に被害状況の報告を行うよう徹底する必要がある。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	大きな被害がなかった本市においては、近い将来に想定される大規模災害に向けたシミュレーションができた貴重な体験となった。今回の対応をしっかりと検証し、重大な事態に備える必要がある。	課題を抽出し、今のシステムを見直す。机上の空論となっている部分はないか。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	避難所における毛布の取り扱いについて	回収時に気が付いた事であるが、毛布の入ったビニール袋から出した状態で未使用のものが見受けられた。配備職員等が、避難所で必要とする枚数を確認した上で避難者に配布する形をとった方が無駄がなくなり経費の節減にもなる。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	ペット同伴の避難者が来られたため、その受入体制をどうするか協議を要した。	ゲージに入れたペット同伴の避難者であったため、他の避難者とは別の部屋を用意した。今回は施設に余裕があったためできたことだが、ペットが複数頭いた場合の対処方法の協議が必要。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	総合体育館及び市体育館への避難者が多く、空調のない部屋にも避難者を案内しなければならない状況となったため、毛布に不足が生じた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毛布の備蓄を増やす。</li> <li>・現在備蓄している毛布を各施設に振り分けて備蓄する。</li> <li>・毛布(備蓄品)の管理は、防災対策課だけでは困難であるため、各施設と連携して行う。</li> </ul>
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	ペットを連れて避難してきた市民への対応が決まっていなかった。	避難所におけるペットへの対応をあらかじめルール化しておく。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	避難所の公衆衛生環境や避難者の健康管理にかかるマニュアルや帳票類の整理されていない	マニュアルづくりや帳票類の整理(今回の事案においては、他市のものを参考に案を作成したので帳票類案はあるが、全体の体制を検討する中での確認が必要である。)
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	避難所に派遣されるだけで、何をするのかわからない。	避難所の配備職員との関係及び本部より派遣される時点で、任務を明確に指示して派遣する
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	契約中の工事契約について、資材等が調達困難になり、予定した工期までに工事が完成しないおそれがあるという課題がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さしあたって工期の延長を内容とする契約変更をする。</li> <li>・資材の調達可能性を鑑み、必要に応じて契約解除等も視野に入れる。</li> </ul>
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	契約中の物品契約について、物資等が調達困難になり、予定した納期までに納品が完了しないおそれがあるという課題がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さしあたって納期の延長を内容とする契約変更をする。</li> <li>・物資の調達可能性を鑑み、必要に応じて契約解除等も視野に入れる。</li> </ul>
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	指定管理者と駐車場等の施設運営の際の料金の徴収方法などが確立されていなかった。	都市施設公社との月例会議の中で料金等の運営方法を協議する。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	計画停電時に各種申請受付でパソコンを使用する必要がある業務が多数ある。	できるだけ紙媒体で対応できるよう申請書や請求書の準備を進める。その場で対応できない物は後日郵送などで対応できるように手順を確認しておく。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	<施設の利用等について>コミュニティセンターや公民館を利用した事業を行っているが、計画停電時に公民館が業務停止となり、他の施設と取扱いが異なるため、課題である。	HP、広報、ちらしで計画停電時には事業中止になることを周知している。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	調理実習等ができない。(同じ設備の他の場所を確保することは難しい)(保健センター)	参加人数に影響するが、直前で日程変更し実施する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	女性センターで行うCSP講座は、計画停電時には実施できない。(家庭児童相談室)	当該日は順延とし、予備日をあらかじめ確保して実施する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	夏に向けて計画停電対策は急務である。	省エネの徹底 国及び東京電力の夏に向けての計画停電情報の収集及び開庁時間の変更等あらゆる可能性の検討が必要。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	医療費の請求	通常時はオーダーリングシステムにより投薬・検査等の指示を出し、医事システムに取り込むことにより、医療費を請求しているが、停電時には使用できないため、後日精算とせざるを得ない。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	診療録	停電時は診療録を抽出することができず、医療の継続性が失われることになる。救急カルテでの対応となる。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	各部局との連携不足のため、業務の重複が見られる。	災害時応急対策マニュアルの共有化。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	飲食料品の買い占めや流通の停滞などによる日常生活に必要な食料、物資の不足。	商業者への計画的な販売の啓発、指導を行う。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	在宅重度障害者のうち、人工呼吸器、在宅酸素、吸引等の医療ケアが必要なケースについて、本人の状態、計画停電時の対応の確認が必要となった。	ほとんどのケースが訪問看護ステーションを利用しているため、本人の状態確認は対応していただいた。医療機器の電源については、直後より業者が対応していたが、電話がつながりにくく不安に感じていたケースもあった。ALS(筋萎縮性側索硬化症)のケースは、大震災直後より2~3日中に病院が調整し、入院対応となった。計画停電の際、在宅酸素については、酸素ボンベへ切り替えて対応できるが、吸引器については、充電式タイプでない場合、使用できなくなってしまう。適宜、手動式や充電式等で対応することとなるが、手に入りにくくなっている状況であった。この事例を課内で共有する。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	精神障害者の方より、大震災直後、計画停電により、市外への医療機関へ通院ができないため、処方薬がなくなってしまうとの相談が入る。(通院できない、薬がきれてしまうことに対し不安定となり、泣きながら相談が入ることもあった。)	主治医に相談していただき、医療機関から直接、市内の薬局に連絡をしていただき、処方箋原本がない場合でも対応していただく。また、主治医より市内の医療機関を紹介していただき、処方せんを発行する等対応していただいた。この事例を課内で共有する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	自立支援医療(精神通院)の指定医療機関、指定薬局に行くことができない。	被災者については、公費負担医療の取り扱いについて、3月11日付通知がされているが、神奈川県精神保健福祉センターでの柔軟な対応はない。そのため、指定医療機関、指定薬局以外は、公費負担医療の制度は利用できなかった。この事例を課内で共有する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	ガソリンの不足、食材料の確保が困難、計画停電等により、障害福祉サービスの提供に支障をきたしている。	ガソリンの不足により、通所先への送迎に支障をきたしている。各事業者が工夫をし、自力で購入することとなる。食材料が確保できないことにより食事提供ができない、計画停電により安全なサービス提供ができない等を理由に一時的にサービス提供を短時間にしたり、中止にする事業者があった。そのため、家族の介護負担が一時的に増大した。この事例を課内で共有する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	被災者の医療機関受診について	被災者の公費負担医療の取り扱い(生活保護法、障害者自立支援法等)について、厚生労働省(3月11日付)からの通知により対応したが、いわき市、南相馬市に3月中は、連絡がつかりにくかったため医療機関(湘南東部総合病院)へ協力していただき対応した。この事例を課内で共有する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	環境事業センターと市役所間の道路被害状況の確認	環境事業センターとの往来に向けて、災害対策本部、消防署から被害状況を掴み、復興しやすいルートを見つける。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	被災状況の確認に時間と労力を要する。(ごみ量を把握)	市民やそれぞれの担当課との関係を密にして、情報をできるだけ詳細に収集する。その後の収集計画に反映させる。環境省のデータなどを基に概算で把握する。(過去の例を参考とする)
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	開票所の照明確保	県との通信が必要であることから、停電時は開票ができないので開票開始時間の変更や翌日開票などで対応する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	液状化や津波などによりライフラインの被害がさらに大きな被害が出た場合の選挙の執行	選挙の執行について県選管と協議を行い、選挙期日の延期を検討する。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	立候補者事前説明会で地震発生したため説明会を途中で止めたことにより一部の説明ができなかった。	今回は未説明部分が一部だったため事前審査時にあらためて説明をしたが、今後も説明会開催中や直前に地震発生があった場合については、県や近隣市町村と連絡調整を行っていく。
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	地震により投票所として使用していた施設に甚大な被害が発生した場合の対応	緊急措置として投票区を見直し、安全が確保され使用できる投票所への統合を行う。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
1-11	その他(1ヶ月)	1ヶ月以内	学校の対応で、学校の判断については、大津波警報が解除される前に保護者が引き取りに来た場合に、学校は引き渡して下校させたケースが多かった。引き渡しの際に、保護者に対して、学校にそのまま避難できることの確認が必要と考える。	防災計画を保護者に周知する際に、避難所である学校にそのまま残ることが可能であることを伝える。
2-01	被災地への支援体制の充実	概ね3ヶ月以内	長期的な災害対応となった場合、職員の食糧の確保が困難となることが想定される。	現在、消防職員用の食糧の備蓄はしておらず、応急的に防災対策課から期限切れ間近のものを譲り受けている。今後は、組織として職員用の食糧を備蓄するための予算を確保する方向で検討する。
2-01	被災地への支援体制の充実	概ね3ヶ月以内	緊急消防援助隊が長期的な派遣になったため、食料(燃料)を含む費用に不足が生じた。	予算措置をする。
2-02	難聴地域における防災行政用無線屋外拡声子局の整備	概ね3ヶ月以内	防災無線が聞きづらい	改良が必要
2-02	難聴地域における防災行政用無線屋外拡声子局の整備	概ね3ヶ月以内	流れてくる防災無線が天候(雨→雨音に消され、風に音が流されて)により、聞こえにくいため、公共施設にスピーカーの増設はできないのか。	スピーカー増設予定地が公共施設の場合は、近隣の理解を得れば設置が可能。
2-03	茅ヶ崎駅周辺の避難場所と備蓄品の充実	概ね3ヶ月以内	帰宅困難者の食糧の確保	全庁的な課題として今後検討。
2-03	茅ヶ崎駅周辺の避難場所と備蓄品の充実	概ね3ヶ月以内	帰宅困難者(職員)の発生とその対応。	食料・毛布を図書館内に備蓄する。
2-03	茅ヶ崎駅周辺の避難場所と備蓄品の充実	概ね3ヶ月以内	教育センター所在地の青少年会館は避難所として位置づけられてはいないが、駅にも近いため避難者が来館する場合が考えられる。	基本としては、避難所が開設される梅田中、梅田小、体育館へ誘導する。一時的にせよ被災者を受け入れる事を想定するならば、防災備品等や配備職員を配置する。
2-03	茅ヶ崎駅周辺の避難場所と備蓄品の充実	概ね3ヶ月以内	避難者受け入れ施設となった際の避難者用食糧、毛布等の備蓄	防災担当部署との協議
2-03	茅ヶ崎駅周辺の避難場所と備蓄品の充実	概ね3ヶ月以内	帰宅困難者への対応について…3月11日に発生した東日本大震災では、帰宅困難者が2名発生し、1名は当初から梅田中学校に避難。	大災害時の帰宅困難者・避難者に備え、非常用食糧・飲料水・毛布・銀マット・懐中電灯・乾電池・救急医療セット等を避難所となっていない市の施設にも常備しておく必要がある。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
2-04	避難所・公共施設における非常用資機材の再検証	概ね3ヶ月以内	震災後及び計画停電時の業務について あすなる教室通室生の通学、実施プログラムへの支障が考えられる。	休室やプログラム変更を含む小・中学校と同様の対応を実施する。 開室時に児童・生徒が居る場合には小・中学校と同様の対応を実施するが、一時的にでも子どもを留め置くには防災備品等の配備を考える。
2-04	避難所・公共施設における非常用資機材の再検証	概ね3ヶ月以内	水の確保	トイレ等の水は井水があるが、透析等に使用する医療用の水と、飲料水の確保が必要である。
2-04	避難所・公共施設における非常用資機材の再検証	概ね3ヶ月以内	避難者が館に訪れた場合。	・受付名簿や救急セットなどの常備。(若干の毛布・食料はあり)
2-05	災害時の消防体制の充実	概ね3ヶ月以内	電話が不通状態となり、湘南地区消防長会会長市として、近隣市町や神奈川県との連絡体制が十分にとれない。	衛星電話を新たに整備すること等、様々な連絡手段を確保する。
2-05	災害時の消防体制の充実	概ね3ヶ月以内	119番専用電話が輻輳した場合に備え、別の覚知方法を構築する。	高所見張り員をいち早く配置する体制を整備する。
2-06	市内の大型店との物資に関する協定の再検証	概ね3ヶ月以内	市内大型店や飲食料品店等との必需物資の調達に関する協定の見直し。	必需物資(応急必需物資を含む)に関する協定について、被災状況に応じた実効性のある内容を検討して、協定先と合意する。
2-07	職員参集システムの活用範囲の拡大	概ね3ヶ月以内	職員参集システムについて。	全職員の加入が必要。
2-07	職員参集システムの活用範囲の拡大	概ね3ヶ月以内	職員参集システムからのメール不着。 発信されたかどうか不明であった。	職員参集システムがどういう状況の中で配信されるのかを周知徹底する。
2-07	職員参集システムの活用範囲の拡大	概ね3ヶ月以内	災害時参集メールが来なかった。	システムを再度確認する。
2-07	職員参集システムの活用範囲の拡大	概ね3ヶ月以内	職員の参集状況の確認。	参集システムの活用により職員の安否確認をするとともに参集状況の確認をする。その後の対応の影響がある。



No.		実施時期	課題	想定される対応策
2-07	職員参集システムの活用範囲の拡大	概ね3ヶ月以内	通勤届に非常時のルートを追加する。(停電時でも出勤できるか確認)	職員参集システムの中に、災害時の交通機関及び勤務経路を入力してもらう。
2-08	災害時におけるし尿・汚物、生ゴミ等の収集体制の確立	概ね3ヶ月以内	通常の収集ができない。(燃料不足や人員確保ができない又は収集車の被害が大きい)	必要最小限の収集に絞り込み、生活環境への影響をできるだけ軽減する。内容については時機を逸しないようホームページにて公開し周知に努める。
2-08	災害時におけるし尿・汚物、生ゴミ等の収集体制の確立	概ね3ヶ月以内	収集車が被害を受け、走行可能な車がほとんど無い。	市内で収集車を保管している民間の事業者や、委託先の組合等に要請して車の確保を図る。場合によっては近隣の民間事業者への依頼を検討する。
2-08	災害時におけるし尿・汚物、生ゴミ等の収集体制の確立	概ね3ヶ月以内	市民の安全安心を考慮した分別収集をどうするか。	どのごみを優先して収集するかを決めておくことで対応する。(例えばガラスの破片、・・・等の順で対応する)
2-08	災害時におけるし尿・汚物、生ゴミ等の収集体制の確立	概ね3ヶ月以内	生活ごみの処理	避難場所に集積所設置し収集する。 * 環境事業センターの処理能力を超える場合は、選別処理施設を可燃ごみ・不燃ごみの仮保管場所とし、大型ごみ・資源ごみについては当分の間、収集しない。
2-08	災害時におけるし尿・汚物、生ゴミ等の収集体制の確立	概ね3ヶ月以内	各家庭において汚物処理袋を使用して凝固処理した尿の処理	避難場所に集積所を設置し収集する。 * 収集後は環境事業センターで焼却処理
2-09	市立病院における薬品・医療品の充実	概ね3ヶ月以内	薬品・医療材料の確保	経営的に薬品・医療材料は極力在庫を持たないようにしているのと、院外処方により、内服薬の在庫量はきわめて少ない。災害時に院外薬局の供給が止まれば、慢性疾患の患者への投薬の在庫も必要と考えられる。
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	福島県いわき市、南相馬市の被災者の受け入れについて、市が直接受け入れをしたケースではないが、障害者、職員を含めた健康管理、医療機関との調整、受診同行等対応にかなりの時間を必要とした。	職員が同行していたが、障害者に対する支援を24時間寄り添うことはできない、いわき市からの移動を含め、職員がかなり疲弊していく状況となった。関係者によるネットワークが構築されたため、日常生活面では対応できていた。3月18日～4月2日までの滞在であったが、長期になる場合は、障害者の日中の過ごし方(障害福祉サービスの利用)、職員体制等の配慮が必要となったと思われる。
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	担当主査、課長補佐が避難所の配備員となっていることにより、担当課としての災害時の対応が手薄になる。	多くの災害対策のため高齢福祉介護課の業務に担当主査、課長補佐が避難所の配備員となっていることにより、担当課としての災害時の対応が手薄になる。
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	発災直後の情報発信に 防災対策課のスペースは、狭く、入ってくる情報の対応と発信する情報を整理して共有する体制を取ることに、無理がある。	茅ヶ崎の震度などに応じた災害対策本部の設置場所を見直す必要があると考える。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	地域避難場所の開設状況が情報として提供されなかった。	広域避難場所の開設及び受け入れ状況についての情報の発信が必要かどうかを協議し、必要であれば発信できるシステムを整える。
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	発災後の大津波警報に対し、市民の方が早くTV等から情報を入れ、公民館等へ避難を開始したが、課内の職員は最初、対策本部やネット配信情報しかなかったため、迅速な判断と行動が後手に回った感がある。刻々と変わる被災状況や避難指示など、常に正確に把握し市民の安全を確保する必要がある。	非常時には、NHKなどラジオ放送を庁舎内に流し全職員が状況を把握することで積極的な災害対応が出来る体制を整える。
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	計画停電時に施設と連絡するのに停電で電話が通じず、個人の携帯電話を使用した。	電気を使用しない固定電話であれば使用可能であるため災害用に設置の検討が必要である。
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	倉庫の必要性。	必要物資の整備。保管場所の確保。
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	防災倉庫に必要なものがない。(今回の場合は、投光器に対しての問い合わせがあった。)	倉庫にある物品をもう一度精査し、本当に必要なものを現場の声から選ぶ必要がある
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	津波被害が想定される場合、現在市営球場に備蓄されている品々は、使用できなくなることが推測される。	津波被害を想定し、海岸近くの避難所や市営球場に備蓄されている災害備蓄品の内陸部への分散を検討。
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	今回のような災害時において、通常の電話は通じないため、通信手段の確保が難しいが、公衆電話は災害時に優先して通じるため、通信手段としては大変有力な手段となる。避難施設としては今後も継続して通信手段として確保したい。しかしながら、近年、NTTから公衆電話を廃止したい旨の話もあり、廃止が懸念される。	避難施設においては、非常時の通信手段として公衆電話を継続して確保できるようNTTに要望する。
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	防災倉庫の照明が暗くて中のものが確認できない。	・通電時の照明を明るくするとともに、適切な配置で設置する。 ・停電時の非常灯を適切に設置する。
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	計画停電により、ポンプで送水している地域の消火栓の水圧が不足する可能性が生じる。	水道営業所からは、消防車両のポンプで吸引が可能であると回答されているが、消防車両で吸引を実施し現場を確認する。
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	災害時要援護者支援制度に登録していない要援護者がいる。また、大規模災害時に支援が必要となる人は、登録者のみではなく、高齢者障害者のみでもない。	制度は、平常時には地域における日頃のつながりづくりに活用されている。発災時の対応としては、相模川の氾濫など対象地域が限定される事象においては可能と思われるが、被害が市内全域に及ぶ大災害発生時では不十分。この制度をきっかけとして、地域の実情に合わせた取り組みが始まることによって初めて、制度の機能に期待することができる。制度の登録者数増加を目指すだけでなく、地域全体の防災力を高める必要がある。全庁的な取り組みに着手する。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
2-10	その他(3ヶ月)	概ね3ヶ月以内	災害時要援護者支援制度は、地域が要援護者を支援できるようにするための「登録」制度。各地域での支援体制づくりは、地域ごとの特性を活かして行うことが望ましく、全地域を一律に先導すべきものではない。しかし、地域ごとの温度差を解消することは必要と考えている。登録事務については、障害福祉課・高齢福祉介護課が担当しているが、発災後の支援については担当課の域を超える。	制度を推進し、本当に機能させるためには、保健福祉部だけの取り組みでは限界がある。登録業務や要援護者のデータ管理は保健福祉部で行えても、発災後の対応に関しては、他部局との連携が必須。全庁的な取り組みに着手する。
3-01	津波監視体制の充実	概ね1年以内	津波の状況把握ができなかった。適時適切な指示、判断をするためには正確な情報収集が必要となる。	海岸に近い公共施設などにライブカメラを設置するなどして、リアルタイムで海岸線の状況把握ができる機器を設置する必要がある。
3-01	津波監視体制の充実	概ね1年以内	消防隊及び消防団で津波監視を行ったが、東海地震及び南関東地震を想定した警備体制であるため、今回のような地震で発生した津波を想定していない。	津波の監視体制について、消防計画等の見直しを行う。 また、地域防災計画の修正や東日本大震災では、津波の避難誘導時に多くの消防職員・消防団員が殉職していることから、津波や火災の発生状況を確認するための監視カメラの設置が必要と考える。
3-01	津波監視体制の充実	概ね1年以内	職員の安全について。	津波監視については、監視カメラを設置し、職員の安全確保を行う。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	仮設庁舎の南側半分に非常電源が配線されていないため、OA機器の使用ができない。	非常電源を利用できるようにする。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	発電設備または変電設備がダウンすることにより長時間停電すると、災害対策本部、職員控え室及び執務室での業務がスムーズに行えず、災害対応業務に支障がでる。	発電設備または変電設備がダウンすることによる長時間停電を考慮して、災害対策本部、職員控え室及び執務室に、必要最小限の非常用電源コンセント回路及び照明回路を確保する。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	仮設庁舎は、来庁者が多いため、計画停電中のトイレ禁止は問題があると思う。(水を供給するポンプが稼働しないため使用することができない)	本庁舎や分庁舎の非常電源をトイレにまわす。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	今回の計画停電により、小和田を除いた署所にある非常用発電機を稼働させた。 全ての発電機は稼働しましたが、本署、鶴嶺、海岸出張所の発電機でバッテリーの劣化による故障ランプが点灯するなどの軽微な障害が発見された。	本署については、応急処置を済ませた。海岸出張所、鶴嶺出張所については、修理していく。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	停電または節電のため、夏期に冷房を止めた場合、来庁者・職員ともに熱中症等の健康被害が想定される。(仮設庁舎)	扇風機の設置。停電時の非常用電源の提供
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	計画停電時には「ささえシステム」「医療費助成システム」が使用不可となるため、停電前のデータバックアップも含め最大4時間程度システムを利用する窓口サービスが行えない。(仮設庁舎)	非常用電源の提供

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	本庁期日間システムのサーバー使用できない	システムは稼働できないが、非常用電源の再配線により停電時も投票者情報の入力を可能とする。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	計画停電中は、空調設備が稼働しないため、寒い日などはかなり底冷えがするため防寒対策が必要となる。また、暑い日は、どう対処するか課題である。	自家発電の増設。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	休日急患センター(地域医療センター)は自家発電装置がないため、今回の計画停電が実施された場合には、その時間帯の前後を含め休診とした。	休日急患センターは、災害時の医療救護所や医薬品等の供給拠点となる施設であるため、自家発電機等を配備する。 また、地域医療センターの再整備にあたり、自家発電装置や貯水機能、対策本部と医療関係団体との連携機能、病院・診療所等との連絡機能等を確保する。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	小規模ポンプ場の電源確保等、計画停電への備えができていない。	計画停電に備え、停電時でも常時稼働しなければならない小規模ポンプ場の電源確保、もしくはエンジンポンプによる流水の強制排水等が必要とされ、計画停電が長期化することを前提とした予算の確保と体制の構築が必要である。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	計画停電により、市内のいくつかの医療機関で混乱があった。また、多くの医療機関が休診した。災害発生時に長期の停電、断水が起こった場合は、多くの医療機関で診療が困難になる。	医療機関の活動が縮小する場面においての患者の拠り所になる医療救護所の開設が予定されている各中学校に、自家発電機の配備が十分できるようにする。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	庁舎の照明をもう少し自家発電できるようになれば、窓口は開庁しやすくなる。	自家発電装置の容量をどの程度までするかは、状況に応じて願います。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	休日急患センター(地域医療センター)は自家発電装置がないため、今回の計画停電が実施された場合には、その時間帯の前後を含め休診とした。	休日急患センターは、災害時の医療救護所や医薬品等の供給拠点となる施設であるため、自家発電機等を配備する。 また、地域医療センターの再整備にあたり、自家発電装置や貯水機能、対策本部と医療関係団体との連携機能、病院・診療所等との連絡機能等を確保する。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	自家発電機での容量	自家発電機用の非常用電源はあるが、効率的に活用することができなかったため、利用範囲について整理し、その結果不十分であれば容量の大きいものに取り替える。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	停電時(夜間も含む)における災害応急対策活動を行うための庁舎の自主電源の確保について	計画停電及び災害時における小出支所(北部の行政拠点及び地域防災計画上の活動拠点)の役割や運営・管理に関し、迅速に対応するため庁舎の自家用発電施設等の確保が必要である。
3-02	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	概ね1年以内	<small>           施設庁舎の自家発電装置の能力改善について            ○当該自家発電装置は、基幹系業務(市民課、税務、年金等業務)のみを対象とし、緊急対応(緊急停電によりデスクトップPCの電源が落ちることを防止する)として設置したもので、施設庁舎内のすべての機器(照明等)の電源をバックアップするものではない。            ○灯油を燃料とする対応能力は、1時間で24リットルを消費し、満タン60リットルであることから、3時間たらずで発電は停止する。このほか100リットルの予備燃料を確保している。            ○上記のように当該自家発電装置は長時間、長期間を想定した対応能力を備えておらず、計画停電や災害により停電が長期間にわたる場合、燃料補給が充足できないことにより、業務の継続が難しく困難となる。            ○また、今回の計画停電時は、照明を点灯できず、基幹業務系の窓口対応において、“暗い”という状況下で職員が円滑に業務を遂行できず、来庁者への影響も含め、著しい市民サービスの低下を招いた。         </small>	短時間の対応として“ランタン”等で照明を確保する体制を整えることは必要であるが、中長期的には情報端末類及び照明等他の機器の継続的稼働を確保できるよう自家発電装置の対応能力を改善するとともに、予備タンクの容量を増強することが必要である。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	災害対策本部が分庁舎に置かれたため、職員の待機場所が手狭で分庁舎6階ロビーおよび通路を占有せざるを得なかった。そのため、テレビによる情報収集が十分にできなかった。	現状、災害対策本部は分庁舎に置かれることが予想されるため、分庁舎へのラジオの常備等、情報収集手段の確保。
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	現場調査時の情報収集手段が乏しい。	携帯ラジオ及び携帯無線機を可能な限り配備することが望ましい。
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	避難所には、本部からの情報が行き届かない。情報を得るものがない。	避難所にテレビが設置できるよう配線できないか。、少なくともラジオを配備できないか。
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	各施設及びパトロール班との連絡体制について、携帯電話やメール等の利用環境が著しく悪化した。また、道路も大渋滞していたことから、確認後の報告に時間を要した。必要な情報収集にも手間取ってしまった	携行型の無線機の増設配備が必要。また、現場での情報収集の機器としてラジオがあった方がよい。(今回の震災対応では、建設部で10班編成で対応した。5台程度は必要と考えている。)
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	地震・災害情報の不足(庁内、こどもセンター、保健センター)	充電器付きラジオの購入
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	災害直後の公立保育園での情報収集方法	充電器付きラジオ、テレビ(ワンセグ)等の活用等
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	情報の入手については、教育委員会のフロアにテレビ等の機器がないため、正確な情報が入りにくい状況にあり、逆に、テレビ等でリアルタイムの情報を得ている学校が指示を仰いできたので、混乱を来した。	災害時に庁舎の各フロアにテレビやラジオなどの情報機器を備えるとともに、庁舎内の放送が使える状況にある場合は、震源地や地震規模、注意報、警報等、職員に対する速やかな情報伝達の方法を考える必要がある。
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	災害時対応及び復興対応する職員の控え室として、コミュニティーホールを利用したが、外部情報を知るための通信機器が充分ではなかった。	職員控え室にも、外部情報を得られるように、テレビの情報設備を設置する。
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	地震発生時の職員及び来所者への安全対策(子育て支援センター3ヶ所・ファミリーサポートセンター)	・携帯ラジオの設置
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	地震発生とともに停電になった場合、地震・津波情報が入らなくなり、初期対応もできなくなる。	防災ラジオ等が必要

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	職場内にラジオやテレビ設置が無いため、情報の入手ができず(ライフライン・交通状況)職員配備等の対応に於いて状況把握が困難であった。	各フロア毎へのテレビ、もしくはラジオの設置。 庁内放送を利用してのラジオ放送を行うことで情報共有を図る。
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	発災から解散まで、部内の職員を今宿基幹ポンプ場に2交代制とし配置したが、肉体的な負担が大きかった。また、情報収集の手段が限られていた。	3交代制の検討を要する。また、今宿ポンプ場にデジタルテレビの設置を検討する。
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	1階のテレビが視聴できないため、迅速な情報が把握できない。	地デジテレビの購入(1台)。
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	避難所には、本部からの情報が行き届かない。情報を得るものがない。	テレビ・ラジオの設置
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	インターネットの接続ができない。テレビが部屋全体から見られない。情報収集がしにくい	各部に1台程度は設置できるよう確保
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	避難場所(小中学校)への情報提供が少なかった。また、テレビ等の設備も無かったため、避難者に対しての情報提供が不十分であった。 ※配備された職員よりもテレビ等を見て避難してきた人の方が多くの情報を持っている状態であった。	本部からの情報提供の方法や窓口を明確化する。 避難場所へのテレビ設置。
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	職場内にラジオやテレビ設置が無いため、情報の入手ができず(ライフライン・交通状況)職員配備等の対応に於いて状況把握が困難であった。	各フロア毎へのテレビ、もしくはラジオの設置。 庁内放送を利用してのラジオ放送を行うことで情報共有を図る。
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	災害時対応及び復興対応する職員の控え室として、コミュニティーホールを利用したが、外部情報を知るための通信機器が充分ではなかった。	職員控え室にも、外部情報を得られるように、テレビ・ラジオ等の情報設備を設置する。
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	情報の入手については、教育委員会のフロアにテレビ等の機器がないため、正確な情報が入りにくい状況にあり、逆に、テレビ等でリアルタイムの情報を得ている学校が指示を仰いできたので、混乱を来した。	災害時に庁舎の各フロアにテレビやラジオなどの情報機器を備えるとともに、庁舎内の放送が使える状況にある場合は、震源地や地震規模、注意報、警報等、職員に対する速やかな情報伝達の方法を考える必要がある。
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね1年以内	各課にテレビがないので、状況がまったくつかめなかった。情報源が必要。	活動の妨げにならない程度で、施設内にラジオ放送を流す。またはラジオを配備する。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-03	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	概ね3ヶ月以内	国や県との連絡体制の窓口は広域事業政策課となっているが、連絡方法に課題があった。	国・県との連絡体制の見直し
3-04	燃料の確保	概ね1年以内	今回の震災では燃料不足が社会的な話題となり、現状の備蓄量では業務の継続が危ぶまれる。	指令システムを含む本署の非常用発電機の燃料や消防団を含む車両用の燃料の備蓄等、市内の供給業者との協定の再確認等全庁的な対策の必要がある。 市庁舎建て直し時にも、今回の経験を踏まえ、非常用発電機や車両用の燃料を備蓄するための施設の整備が必要と考える。
3-04	燃料の確保	概ね1年以内	計画停電等により施設の稼働に影響が出る。	自家発電施設の設置が望まれるが、用地や設備への投資が大きくなかなか難しい。今回のように発電に使用する燃料の確保も必要となる。
3-04	燃料の確保	概ね1年以内	今回の震災では燃料不足が社会的な話題となり、現状の備蓄量では業務の継続が危ぶまれる。	燃料の確保量として、人命救助の観点から地震発生直後72時間を過ぎると救命率が著しく低下するといわれているため、最低限3日分の燃料を確保することが必要と考える。
3-04	燃料の確保	概ね1年以内	電源の確保	非常用発電装置を稼働させても3日程度であり、すべて救急対応の検査しか行えない。重油の確保が必要である。
3-04	燃料の確保	概ね1年以内	燃料の貯蔵量	自家発電機稼働時において各種燃料消費量を考慮した中で、燃料備蓄のための備蓄倉庫等の設置について検討する。
3-04	燃料の確保	概ね1年以内	燃料不足	収集車を稼働するための燃料の確保について、関係課と連携し市内の納入業者との関係を密にして、スムーズに燃料が確保できるよう努める。場合によっては、自敷地内での給油も依頼する。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	現場調査時の情報収集手段が乏しい。	携帯無線機を可能な限り配備することが望ましい。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	部の連絡調整、本部との連絡調整として、庶務担当課があたったが、今回は文化会館、総合体育館、体育館がともに緊急避難所及び帰宅困難者の受入施設となったことから、情報のスムーズな伝達に支障があった。出先機関は内線の数も外線できる電話の設置場所が限られており、現場にいる職員の携帯電話で対応しようとしたが、しばらくつながらなかった。伝達手段を考える必要がある。	各施設(各課)ごとで本部との連絡調整を行う。施設内にいる職員が通話できるよう最低施設1台のトランシーバーを設置する。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	災害時の生活支援班の業務である被災者の人数等の把握が、連絡手段の不通により困難になる。	上記同様、無線等で非常用情報伝達手段の確保。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	対策本部からの指示による、現場配備職員に対し情報が伝達されず、避難者からの問い合わせなど対応に苦慮した。	携帯用無線など、非常用情報伝達手段を確保する。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	震災発生後、携帯電話では連絡がとれず通信網が遮断された。	職員間で情報伝達が可能となる通信機器の導入を検討。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	被害状況調査等で職員が現場に出た時の連絡方法として、携帯電話は繋がりにくい。確実な通信手段の確保が必要。	班別に無線機を携行させることが必要。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	指定管理者と、施設管理の関係で連絡体制が不十分であった。	MCA無線を都市施設公社事務室(茅ヶ崎市体育館)への設置を防災対策課と協議中。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	情報通信網の整備。	携帯電話、メールについては機能しなかった時間帯があり、MCA無線が有効な手段であると感じている。今後運用台数の増大が必要。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	電話が不通状態となり、湘南地区消防長会会長市として、近隣市町や神奈川県との連絡体制が十分にとれない。	MCA無線等を新たに整備すること等、様々な連絡手段を確保する。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	避難誘導先は1か所として、地域防災計画において指定する必要がある。総合体育館南側広場は、拠点地区の各施設から至近にあり、避難場所として有効である。中央公園は、幹線道路を横断する必要があり、動線が寸断される可能性がある。	本部準備室等との相互連絡用に無線機が必要 来庁者等の避難誘導に拡声器(メガホン)が必要(動線を考えると3基程度)
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	・無線機の使用法の周知が徹底されていない。 ・使えた学校が31校中14校であった。 ・使えなかった17校については、電話による個別対応となり、時間も人数も要した。 ・ただ、電話も通じなくなると無線機2台では、足りない。	・非常時には、無線機の増設を。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	・今回は電話が通じたのでいいが、電話が通じなくなると今の災害用無線の数では足りない。	・今回は電話が通じたのでいいが、電話が通じなくなると今の災害用無線の数では足りない。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	開発造成中及びマンション建設現場へ職員を確認に行かせたが、拠点配備職員に2名ということで、本来最低でも3班態勢で行いたかったが、2班態勢になってしまった。 宅地の安全性について判断するのに土木職が必要だが、都市部には6名しかいない。そのうち課長補佐以下が3名であり対応に遅れが出た。 現実としては、地震当日に職員1名で現場確認になってしまい3時間ぐらい戻ってこれなかった。途中連絡を入れたが、連絡がつかず心配してしまった。	被災宅地危険度判定士の確保するため研修の参加人数を増やす。 現場との連絡方法の確保するため、携帯用無線を各課1台購入する。



No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	出先施設との連絡は固定電話や無線等により状況確認等ができたが、現場に出ている職員とは携帯電話が不通となり、公衆電話もなく暫く指示も出せなかった。	利用者が少ないことから街中から公衆電話が撤去されつつあるが、災害時に必要な連絡手段として計画的な配置をNTT等に働きかけて行くことが必要。 また、文化資料館にも無線がないが、職員は勤務している。活動団体もいることから、電話回線が不通になった場合(停電時なども含め)に備え、無線の設置が必要。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	市内大型店や飲食料品店等との必需物資の調達に関する協定の見直し。	必需物資(応急必需物資を含む)に関する協定について、被災状況に応じた実効性のある内容を検討して、協定先と合意する。連絡手段として防災用MCA無線を全協定先に設置し、発災時の連絡体制を確立する。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	各施設及びパトロール班との連絡体制について、携帯電話やメール等の利用環境が著しく悪化した。また、道路も大渋滞していたことから、確認後の報告に時間を要した。 必要な情報収集にも手間取ってしまった	携帯型の無線機の増設配備が必要。また、現場での情報収集の機器としてラジオがあった方がよい。(今回の震災対応では、建設部で10班編成で対応した。5台程度は必要と考えている。)
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	・外部から市への電話回線がパンクしたため、所管する公共施設からの市への連絡ができなかった。 ・外部から市への電話回線がパンクしたため、民生委員から市への連絡ができなかった。 ・電話回線がパンクしたため、民生委員の緊急連絡網が機能しなかった。 ・外回りの職員が、本部(市役所)との連絡が取れなかった。	・各施設へ設置している防災用MCA無線機を活用して連絡を行った。(保健福祉課所管施設は対応済み)。 ・防災用MCA無線機を民生委員へ配布する。 ・各地域の避難所となる小・中学校に福祉関連の通信用MCA無線を増設するとともに、緊急時には学校を拠点として活動するルールづくりをする。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	災害時の通信網を確実に連絡をとれるようにしておく。	無線、防災無線等を利用し、防災対策本部と各施設と連絡を取れるようにしておく。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	ひたちなか市への派遣時に気づいたこと (※安全対策課では、緊急車両証明の発行について茅ヶ崎警察署交通課との連絡で関わりがあった。 ・個別無線機の他に、業務用携帯電話(衛星電話)を貸与することが必要。 ・専用ダイヤルを派遣者に伝える。 地震発生時は、携帯電話はつながりにくいが、詳細をやりとりするには便利である。個人の携帯で対応することは、費用面から配慮が必要。 役所の代表番号は非常に混み合っていてなかなかつながらないため、本部専用ダイヤルを設け、派遣者に伝える。	今後の検討課題とする。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	市内農業水産関係の被害状況を早期に把握するため、各関係機関との連絡体制の確立。	市内全域の被害状況を早期に把握するためには、地元の力を借りた連携が必要であり、各地区及び関係機関の代表者が大震災後の被害状況を把握して、市へ連絡する体制を確立する。 市と各地区の代表者との通信手段として、地震や停電にも強い衛星携帯電話の配備を検討する。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	電話の本数が限られている。	電話機のストック及び回線を確保
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	停電時にFAX機能付き電話が使用不可となるため緊急連絡ができない。 (子育て支援センター3ヶ所)	電源を必要としない電話機の設置(3台)
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	情報の伝達ができない。(使用制限がかかったため携帯電話が使えない。計画停電で通常の電話が使えない。)	センター内にあるNTTの公衆電話が使用できたのでこのまま設置を続ける。通常電話のうち、停電時にも使用できる電話を2本確保する。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	通信指令システムは、商用電源が止まった場合に非常用発電機を稼働させて対応していますが、非常用発電機の燃料が枯渇した場合など、電気の供給ができなくなった場合に、現状では119番通報が1回線しか受信できない状況となっている。	現在、平常時に4回線の119番通報の受信が可能となっているため、電源供給がなくなった場合の回線数を、現状の1回線から最大4回線確保できるよう、事業者と調整をしています。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	コミュニティホールに、必要な電話回線が確保されていない。 現在、コミュニティホールに設置されている電話機は内線専用電話のため、外部への通話ができない。	コミュニティホールへの電話回線及び電話機を確保(外線可)する。
3-05	現場に出た職員との連絡手段の確保	概ね1年以内	(保育園・児童クラブ)計画停電時の通信手段 FAX付き電話は使用できない 聴覚障害のある保護者との連絡手段がない	電話機は、保育園分5台は、行政総務課から借用して対応中 停電時も保護者とメールのやり取りができるよう、園用の携帯電話を設置したい
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	停電中の夜間に、職員を配備することについての対応。	ランタン型の照明器が2個以上必要。(館内の非常用照明は、1時間20分ほどでバッテリーが無くなり消灯した)
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	こども相談は時間を要するケースもあり、計画停電があると相談ができない。(保健センター)	現在7月まで予約が入っているため、計画停電が実施されると必要時の相談ができない可能性がある。 相談枠を増やすと予算及び人の確保が必要となる。 充電式ランタンの購入
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	停電時の窓口カウンターが暗い。	カウンター上部の照明を自家発電に切り替える。 ランタン等の配布。
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	計画停電時に窓口が暗くなり、視覚障害者等の対応に苦慮した。	ランタン等の照明器具を用意する。
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	(保育園)計画停電時の給食調理 調理室は北側配置が多く昼間も暗い	充電式ランタンなどの照明器具を購入
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	投票所・期日前投票所の照明確保	ランタン・電池・懐中電灯などの準備を行うとともに計画停電時避けて投票するよう広報を行う。
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	夜間発生でも対応するための設備が不足	わかりやすい箇所にランタンを設置しておく

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	計画停電中、生活保護の面接相談は、通常通り行いが、時間帯によって照明がなく、対応が困難な状況が発生する。	LEDランタンなど携帯用照明を確保しておく。
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	計画停電時の室内および、室外の照明の確保	室内用に充電式ランタン
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	冬期の夕刻の停電時への対応(子育て支援センター3ヶ所・ファミリーサポートセンター)	ランタンの設置(各センター2個程度)
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	窓口の位置が最も外光から遠いため、停電時は書類の記入等に支障がある。(仮設庁舎)	窓口ブースの数に応じた非常用ランタンの設置
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	窓口業務の課かいにおいて、停電時における曇天時の灯りの用意が必要ではないか。	電池によるランタン等の据え置き型の照明機材を購入する。
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	停電時施設の室温がかなり下がり、復旧後もなかなか室温が上がらなかった。夜間懐中電灯では足下の照明になり避難施設(今回は2階和室)の安全確保の照明器具が必要。	早期(初期)避難所として稼働する場合の備品として、照明用器具(手動発電付きランタン)が必要。
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	投票所・期日前投票所の照明確保	ランタン・電池・懐中電灯などの準備を行うとともに計画停電時避けて投票するよう広報を行う。
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	夜間発生でも対応するための設備が不足	わかりやすい箇所に懐中電灯を設置しておく
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	歯科検診を行うには暗いうえ口腔内の観察が十分できない。(保健センター)	懐中電灯の購入(一般用でも可)
3-06	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	概ね1年以内	計画停電に伴う各所(トイレ等)に、ランタンを用意する。	必要な物品個数等を事前に確認し、物品を要望する。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-07	停電・節電時の乳幼児等の暑さ・寒さ対策	概ね1年以内	計画停電時の暑さ対策	充電式の扇風機
3-07	停電・節電時の乳幼児等の暑さ・寒さ対策	概ね1年以内	停電または節電のため、夏期に冷房を止めた場合、来所者(特に乳幼児)・職員ともに熱中症等の健康被害が想定される。(子育て支援センター3ヶ所・ファミリーサポートセンター)	充電式扇風機の設置(各子育て支援センター2台・ファミリーサポートセンター1台)
3-07	停電・節電時の乳幼児等の暑さ・寒さ対策	概ね1年以内	停電または節電のため、夏期に冷房を止めた場合、来庁者・職員ともに熱中症等の健康被害が想定される。(仮設庁舎)	扇風機の設置
3-07	停電・節電時の乳幼児等の暑さ・寒さ対策	概ね1年以内	計画停電時の調理職員の暑さ対策 換気扇が機能しないため網戸にしても室内が高温になる。	充電式扇風機の購入
3-07	停電・節電時の乳幼児等の暑さ・寒さ対策	概ね1年以内	夏場に計画停電があると、保健センターは窓の開閉が困難なため、換気や暑さに問題が出てくる。(保健センター)	充電式扇風機等の購入
3-07	停電・節電時の乳幼児等の暑さ・寒さ対策	概ね1年以内	停電であっても健診は実施可能であるが、裸で診察を受けるため、冬場は暖房が必要である。各種教室の実施に当たっても同様である。(保健センター)	ストーブ、ファンヒーターを購入する。(子どもの安全に配慮したもの) 暖房が不可能であれば、保護者の了解を得て着衣のまま計測や診察を行う(今回の計画停電で実施) 妊婦を対象とした教室等では、寒さ対策をして参加してもらうよう事前連絡をする。 事前に連絡して、他の日でも参加できるようにする。(今回の計画停電で実施)
3-07	停電・節電時の乳幼児等の暑さ・寒さ対策	概ね1年以内	停電時施設の室温がかなり下がり、復旧後もなかなか室温が上がらなかった。夜間懐中電灯では足下の照明になり避難施設(今回は2階和室)の安全確保の照明器具が必要。	早期(初期)避難所として稼働する場合の備品として、停電時の暖房用器具が必要。
3-08	職員用の備品及び備蓄品の配備	概ね1年以内	各部署にテレビやラジオがないので、地震の最新情報が分からない	庁内の情報連絡体制の見直し
3-08	職員用の備品及び備蓄品の配備	概ね1年以内	部署によっては、防寒着を貸与されておらず、防寒対策が十分にできない。	少なくとも拠点配備職員、可能であれば全職員に防寒着を貸与する。
3-08	職員用の備品及び備蓄品の配備	概ね1年以内	職員各個人の携帯電話が連絡(メール)及び情報収集(ワンセグテレビ)に不可欠であり、手回し式の充電機の配備があるとよい。	必要に応じて、市で備蓄する。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-08	職員用の備品及び備蓄品の 配備	概ね1年以内	投票・開票時に地震が発生した場合の事務従事者及び有権者の安全確保	投票や開票の最中に地震が起こると仮定するとヘルメットの用意、避難場所の周知・誘導が必要となる。
3-08	職員用の備品及び備蓄品の 配備	概ね1年以内	計画停電中は、空調設備が稼働しないため、寒い日などはかなり底冷えが がするため防寒対策が必要となる。また、暑い日は、どう対処するか課題 である。	特に、非常勤・臨時職員に防寒着の貸与をする。
3-08	職員用の備品及び備蓄品の 配備	概ね1年以内	待機職員への指示等が不明瞭。冷静、的確に対応するため、明確に指 示等を伝達する必要がある。	ハンドマイク等の拡声器を備蓄する必要がある。
3-08	職員用の備品及び備蓄品の 配備	概ね1年以内	住宅被害調査用資料及び資機材について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要物品(下げ振り、デジカメ等)の購入</li> <li>・調査票、調査済証を作成し、調査用現況図を整理する</li> <li>・上記の保管場所を周知する</li> </ul>
3-08	職員用の備品及び備蓄品の 配備	概ね1年以内	現場調査に出動する際の装備の耐水性がない。	職員が水に浸かることを想定したライフジャケットや、ヘルメットに取り付けられるヘッドライトタイプの懐中電灯の購入が望ましい。
3-08	職員用の備品及び備蓄品の 配備	概ね1年以内	被害が甚大で職員が長期にわたり配備を迫られるようなケースの場合、 交代制等、執行体制の整備ができていない。	不眠不休で職員が疲弊してしまうことを避けるため、24時間を3交代制にする等、被害状況に応じた執行体制の検討が必要である。また、避難者とともに職員に対する休憩・仮眠場所の確保と食事の配給の体制の確立が必要である。
3-08	職員用の備品及び備蓄品の 配備	概ね1年以内	停電中の夜間に、職員を配備することについての対応。	職員全員に防寒服を貸与。
3-08	職員用の備品及び備蓄品の 配備	概ね1年以内	災害発生時、パニックになり、いきなり停電が発生し、館内放送ができな い、また、外に誘導するときなどに大声の案内は限界がありますので、ヘル メットとメガホンを手の届く範囲に配置してあるといいと思いました。	施設の災害対応に関する備品消耗品の配置を庁内統一基準で、ヘルメットも含めて、各課標準装備、標準配置のような考え方も必要と思われます。
3-08	職員用の備品及び備蓄品の 配備	概ね1年以内	職員の非常時食糧について…地震発生後、臨時休業するスーパー等 が続出し、24時間営業のコンビニでもパンやおにぎりがすぐに売り切れ た。青少年会館と教育センターの待機職員に要する夕食1回分だけでも 10名分以上のカップ麺やパン、おにぎり等の買い出しが必要だった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員が非常時に備え、普段から非常食や飲料水を最低でも1日3食分は用意しておくべきである。</li> <li>・持病のある者は、不意の泊まり込み等に備えて薬を余分に持ち歩くなど、自分自身の健康を守る心構えが必要である。</li> <li>・活動マニュアルの参集職員の心得にはあるが、全職員が災害時に備えて通勤時に持っておくべき物品(頭部を守るための帽子・非常用の笛・懐中電灯・携帯ラジオ・携帯食料等)のチェックリストを作成し、災害に即応できるようにすべきである。</li> </ul>
3-08	職員用の備品及び備蓄品の 配備	概ね1年以内	応急対策用の準備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯用拡声器、懐中電灯、投光器(電池式)、予備電池、ヘッドランプ、トランシーバー、マスク、手袋、担架、リヤカー、医薬品、カセットコンロ、カセットボンベ、安全靴、食糧、水</li> </ul>

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-08	職員用の備品及び備蓄品の 配備	概ね1年以内	避難場所での指示等が聞き取れなかった。(課の単位でハンドマイク等を常備する)	課単位でハンドマイクを用意する。
3-08	職員用の備品及び備蓄品の 配備	概ね1年以内	災害時に参集する職員は2食分の食糧と飲物を持参して参集することになっているが、勤務時間中に災害が発生した場合はそうした対応が取れず、また、救援物資が調達されるまでの間の職員の食糧と飲物についても確保する必要がある。	災害時対応する職員用の食糧と飲物の備蓄が必要。
3-09	災害時に対応する情報システム の構築及び庁内ネット ワーク(LAN)等の敷設	概ね1年以内	下水道河川部には、市内のポンプ場施設および設備の運転管理の状況や河川の状況を把握するための下水道施設情報システム、河川水位情報システム、また下水道台帳を管理する公共下水道台帳システム、道水路台帳システムが構築されており、分庁舎に職員待機する場合には、危険を覚悟で一部職員が待機せざるを得ない。	耐震性の低い本庁舎のみでなく、分庁舎においてもシステムの利用ができるようシステム構築およびバックアップ体制の確立が必要である。
3-09	災害時に対応する情報システム の構築及び庁内ネット ワーク(LAN)等の敷設	概ね1年以内	河川の水門の開閉には、人命に関わるリスクがあり、一刻を争う事態ともなることが判明した。	河川の水門で、手で開閉する方式のものは、電動で開閉し、遠隔操作可能。また運転監視できるようなシステムの構築が必要である。
3-09	災害時に対応する情報システム の構築及び庁内ネット ワーク(LAN)等の敷設	概ね1年以内	震災後、電話や窓口の問い合わせで、市内各地の地盤の強度や標高を聞かれるケースが増えている。	市内の液状化想定区域、主要な施設周辺の地盤の強度や標高等を各部課が連携して情報発信できるシステムを作っておく必要がある。
3-09	災害時に対応する情報システム の構築及び庁内ネット ワーク(LAN)等の敷設	概ね1年以内	気象観測装置の一部の機器が、瞬断(瞬間的な停電)に未対応のため、計画停電等の際にはシステムを復旧させるために人員が割かれる。	通信指令システムの更新時に、システム全体をバックアップできる体制を整備する必要がある。
3-09	災害時に対応する情報システム の構築及び庁内ネット ワーク(LAN)等の敷設	概ね1年以内	市内の被害箇所について、各部で白図等に記載していたが、スクリーン等にまとめることは出来ない。	システムの構築
3-09	災害時に対応する情報システム の構築及び庁内ネット ワーク(LAN)等の敷設	概ね1年以内	緊急対応するための事務スペースがなく効率的な活動ができなかった。(インターネット通信、パソコン、プリンタ、ファックス等の機器の未設置)	LANシステムの構築など緊急時事務スペースの設備整備を検討する必要がある。
3-09	災害時に対応する情報システム の構築及び庁内ネット ワーク(LAN)等の敷設	概ね1年以内	職員活動拠点にLAN設備がないため、電子端末機器による作業情報の配信取り纏め等が速やかに行うことができなかった。	職員活動拠点には、部局に1~2台程度の電子端末機器(パソコン及びプリンタ等)が設置することができるように、LAN設備を設置しておく。
3-10	職員の移動手段の確保	概ね1年以内	現場対応用の車両の確保	仮設トイレなどの物品運搬や避難場所の状況確認のため、環境事業センターのトラック(2t車8台、4t車3台)と日ごとの現場対応に必要な人員を確保する。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-10	職員の移動手段の確保	概ね1年以内	本庁舎への移動手段の確保	早期(初期)避難所として稼働する場合の備品として、本庁との連絡用自転車が必要。
3-10	職員の移動手段の確保	概ね1年以内	震災時に燃料が確保できないため、公用車が使用できない。	自転車の使用頻度が増えるため、自転車の台数を増やす。
3-10	職員の移動手段の確保	概ね1年以内	現場調査に出動する際の機動力が乏しい。	機動力確保のため、公用車の車両置き場を集約し、小回りの利く四輪駆動車を配備することが望ましい。
3-11	公共施設等の整備・改修	概ね1年以内	(保育園)計画停電時の給食調理 浜須賀保育園は貯水槽からの配水に電気が必要。	浜須賀保育園の調理室へ直結の水道を引く工事が必要
3-11	公共施設等の整備・改修	概ね1年以内	・総合体育館の第1体育館の天井が一部落下し、また、第2体育館の壁に亀裂が入った。 ・このため、両体育館とも使用不可となり、避難者の受入れ場所が制限された。	・天井材を耐震性の高いものに改善する。
3-11	公共施設等の整備・改修	概ね1年以内	庁舎内に避難命令を放送するのに、放送室は、本庁舎3階にあり、安全面等に支障がある。	放送室を分庁舎に移転するなどの検討が必要と思われる。
3-12	ツイッターのほかに新たな情報伝達手段の検討	概ね1年以内	地震情報や津波警報等のメール配信が不十分であった。また、メール配信登録者以外にも情報を送る必要があるのではないか。	エリアメールを使用して情報発信する。(藤沢市ではエリアメールを使用して配信していたため、メール配信サービスの登録が無くても津波警報や避難場所等の情報を受けとることができた)
3-12	ツイッターのほかに新たな情報伝達手段の検討	概ね1年以内	藤沢市から発信されたエリアメールでは、広域避難場所の開設と受け入れ状況が発信されたが、茅ヶ崎市域のエリアメールは緊急地震速報のみであった。	広域避難場所の開設及び受け入れ状況についての情報の発信が必要かどうかを協議し、必要であれば発信できるシステムを整える。
3-12	ツイッターのほかに新たな情報伝達手段の検討	概ね1年以内	「茅ヶ崎市の動きが見えない」との苦情を直接受けた。	インターネット、(携帯)電話等が使用できない場合を想定した情報提供について検討する。
3-12	ツイッターのほかに新たな情報伝達手段の検討	概ね1年以内	災害発生時、利用団体に高齢者や障害者が多い時間帯(曜日によっては70人程度)は、そのまま早期(初期)避難所として受け入れる場合も、隣接する避難所への移動する場合も、帰宅をする場合も地域の協力の必要が見込まれる。	災害時のボランティアとして、地域団体等の協力を公民館運営審議会で話し団体推薦委員の理解が得られた。今後も公民館の利用団体や地域団体相互の連携を提案し、松林公民館災害応急対策活動計画にある地域ボランティアの育成を図る。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-13	避難所における福祉的対応機能の充実	概ね1年以内	避難所における避難情報に関しては、避難者数の伝達がなされ、避難者数に応じた人員を配置した。一方、人数は少ないもののその中に持病を抱えた方など、要援護者が含まれている避難所があった。(事後判明)本来であれば、要援護者のニーズを把握し、対応する必要があった。	本部室と避難所との情報交換は人数だけでなく、実体的な把握を行う必要がある。とりわけ要援護者については、きめ細かな情報交換と対応策を早期の段階で見極め、適切な対応を行う必要がある。
3-14	応急危険度判定士の適正な人員の確保	概ね1年以内	マニュアルでは教育施設班が被害状況調査を行うこととなっているが、教育施設班のみでの対応は、人数も少なく時間がかかる。	今回の災害では、教育施設班以外の多数の応急危険度判定士も小中学校の判定を行ったことは良かったが、被害状況を的確に早く把握するには、今回以上に応急危険度判定有資格者を大勢投入する必要がある。教育施設班と応急危険度判定本部との役割分担の調整が必要。
3-15	被災宅地危険度判定士の増員	概ね1年以内	開発造成中及びマンション建設現場へ職員を確認に行かせたが、拠点配備職員に2名ということで、本来最低でも3班態勢で行いたかったが、2班態勢になってしまった。宅地の安全性について判断するのに土木職が必要だが、都市部には6名しかいない。そのうち課長補佐以下が3名であり対応が遅れが出た。現実としては、地震当日に職員1名で現場確認になってしまい3時間ぐらい戻ってこれなかった。途中連絡を入れたが、連絡がつかず心配してしまった。	被災宅地危険度判定士の確保するため研修の参加人数を増やす
3-16	道路、橋りょう、がけ地等の被害状況を示す基準の策定	概ね1年以内	津波警報又は津波注意報が発令されているなかで、特に、海岸付近に存在する建設部所管施設(主要幹線道路、橋梁、公園施設、市営住宅等)の被害状況の現地調査に向かう初動時点が明確になっていない。	どの時点から被害確認に取りかかるのかマニュアル化し、明確にしておく必要がある。
3-16	道路、橋りょう、がけ地等の被害状況を示す基準の策定	概ね1年以内	道路、橋梁、ガケ地等の被害状況を示す基準がない。	道路、橋梁、ガケ地等の被害状況を確認するための基準を明文化し、被害状況調査用のチェックシートやマニュアルを作成するなどして部内で共有化する必要がある。
3-17	本庁舎に来庁する市民や勤務する職員の安全を確保	概ね1年以内	本庁舎上層階においては、震災後の余震に対しても揺れが大きく、職員が不安感を抱いている。	耐震性の低い本庁舎においては、すみやかな建て替えを推進するとともに、建て替えまでの間の安全対策として、他の安全な施設へ仮移転する等の措置を講ずる必要がある。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	・事後の確認では、ヘルメットが速やかに取り出せないなどの状況が見受けられた。課内での徹底が必要である。 ・来庁者への注意喚起など、臆することなくできるよう、引き続き消防訓練などにより実践的な取組が必要である。	来庁者数の実態把握に基づくヘルメットの配備(保管場所の課題がある)
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	地震発生時の職員及び来所者への安全対策(子育て支援センター3ヶ所・ファミリーサポートセンター)	・職員へのヘルメット貸与・来所者用の防災頭巾の設置
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	毎月開催している地区部会、総会中に地震等の災害が発生した場合の農業委員への対応	農業委員21名分のヘルメットを用意する。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	計画停電時の理職員の暑さ対策 換気扇が機能しないため網戸にしても室内が高温になる。	頸部を冷やす保冷剤の購入、水分補給の徹底



No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	計画停電により、市内のいくつかの医療機関で混乱があった。また、多くの医療機関が休診した。災害発生時に長期の停電、断水が起こった場合は、多くの医療機関で診療が困難になる。	医療機関の活動が縮小する場面においての患者の拠り所になる医療救護所の開設が予定されている各中学校に、給水車の配備が十分できるようにする。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	津波に関するハザードマップや広域避難場所の情報提供の不足。津波が予測されるとき適切な避難場所の指定が必要である。	広域避難場所の見直しと、その周知活動の徹底。 現在想定している津波以上の津波を想定してのハザードマップの再考。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	地震発生時の職員及び来所者への安全対策(子育て支援センター3ヶ所・ファミリーサポートセンター)	パソコン・家具等の転倒防止用器具の設置
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	計画停電時の理職員の暑さ対策 換気扇が機能しないため網戸にしても室内が高温になる。	空調服の導入(小型ファンで服の内側に空気を送ることができる作業服)
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	下水道台帳は携行できず、調査業務に支障が生じる。	携行可能な耐水タイプの下水道台帳の縮小版を整備し、調査現場で活用することや、下水道台帳の携帯端末を調査現場で活用できるような体制作りが望ましい。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	計画停電時の暑さ対策	熱遮断タイプのすだれ、日よけシート、保冷剤の購入、緑のカーテンの導入など
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	物資の一大集積所が海岸間近であり、津波被害の危険大である(市営野球場の防災倉庫)	物資設置場所の再検討
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	携帯電話、メールの利用環境が著しく悪化し、情報の伝授がスムーズに行えなかった。	必要な情報を得る手段として、ラジオ、携帯タイプの無線機の配備が望ましい。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	計画停電時の室内および、室外の照明の確保	門から建物入り口まで用にソーラー充電式ライトを購入するなど
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	水道管の破裂や道路の寸断で消防活動に支障をきたす。	消防水利の整備の見直しやこれまで整備した防災格納庫(防火水槽の付帯設備)に整備した可搬ポンプの取扱訓練や、市民が扱い易い大きさのポンプへの更新を検討する。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	災害対策本部は分庁舎に設置されたが、国、県、近隣市および関係機関との主要な情報伝授の手段であるFAX番号の整備が行われていなかった。	緊急用の分庁舎限定の特定のFAX番号を割り当てる。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	計画停電時の寒さ対策	保育園の床が冷たいため断熱マットの購入、ガスストーブとストーブを囲むガードの購入
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	女性のロッカーサイズは着替えも入らないほど小さいため、すぐに着替えを行えない等、災害対応のための初動に遅れが生じた。	安全・安心を担う部署に配置された女性職員には普通サイズのロッカーを配置する必要がある。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	下水道施設情報システムおよび河川水位情報システムの無停電電源装置は、庁舎が自家発電装置を備え、また起動することを前提に構築されており、30分程度利用を見込んだ蓄電しかできない。	現在の計画停電が長期間実施される場合、最低でも3時間程度の蓄電可能な無停電電源装置に置き換えることが必須となり、予算の確保が必要である。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	実効性のある危機管理体制を確立するため、危機管理に関するノウハウの習得	危機管理の専門知識を有した人材の登用を検討
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	業務継続に関する整理がされていない。	明確な被害想定に基づく、庁内における業務継続計画を策定する。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	近隣住民から高台にある美術館の屋上に避難させてほしいという申し出があったが、避難所として対応しておらず、防犯上鍵を閉めているため、閉館時の職員対応ができない。	この区域の避難所は茅ヶ崎小学校であるが、閉館時に一時避難場所として、美術館の屋上を使用させるならば、機械警備をしている室内を bypass して屋上にあがる必要がある。美術館の標高は15mほどであるが、海岸付近の公共施設の位置づけを関係部局と協議する必要がある。また、屋上を一時避難場所にするとなると、外階段の設置、屋上の安全性の確保のための工事が必要であるとともに、平常時の施設管理上の問題として、防犯カメラの設置や機械警備強化も要検討となる。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	用地管財課へ施設管理(建物・電気・ガス・給排水)にある程度詳しい職員を複数名配置すべきである。	担当課(職員課)で対応を検討。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	支援者となる職員の健康管理体制が不十分	職員の健康管理体制(健康相談窓口の設置等)の配慮が必要
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	災害時に従事できる職員に限られる中、正規職員しか対応できない災害対策業務が多く、特に避難所での業務は交代要員も少なく職員も疲弊していた。果たした業務も避難所により千差万別で多忙を極めた職員も多かったと聴いているが、大地震が起きた場合、避難所での職員対応は長期に渡る可能性もあり、従事する職員の範囲や職員数の確保などを再検証する必要があるのではないか。平常時は非常勤・臨時職員等でこなせる業務でも、緊急時に効果的に配置できる機動力についての検証が必要。	正規職員でなければできない業務を非常時に有効に機能させるためには、平常時からのしっかりとした体制づくりが必要ではないか。職員数を最小限に抑えられても、期日のある業務を完了させるために時間外勤務により仕度を合わせている正規職員は、恒常的に疲弊している。非常時に万全の力を発揮できる可能性は低くなる。あらためて、正規職員のあり方を見直すべきではないか。役所が機能しなければ復興に時間がかかるということが今回の大震災で立証されている。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	通常業務において正職員数をおさえ、臨時職員、嘱託職員等で市政運営を行っている中で、災害が発生した場合の職員対応には、限界がある。	正規職員数の増加を検討する。もしくは臨時職員、嘱託職員等について災害時等の職域を広げることを検討する。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	大震災直後より、地区ケースワーカーが担当ケースの安否確認を実施した。また、市内3カ所の相談支援事業者および各サービス事業者も併せて実施したが、電話がつながりにくい状況であった。ケースワーカーが拠点配備職員の場合、安否確認に直接かかわれない状況であった。	ケースワーカー以外の職員が、電話等安否確認をすることとなる。電話がつながりにくい場合、電話での安否確認は時間を要し、再度連絡したり、必要時訪問することとなるが、訪問については、相談支援事業者、サービス事業者等にお願いしたケースもあった。安否確認を検討する。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	関連施設等の情報を収集するのに時間がかかる。必要とされる情報とは何かを検討して指示を出す必要がある。	情報の収集が事業者等相手方の負担にならないようにまた職員誰でも対応できるよう情報集約シートを作成し、サービス連絡協議会と話し合いをする。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	市内事業所からの問い合わせに対する対応に時間がかかる。	今回の地震を教訓に燃料や食料等時実際に課題となった事項についてサービス連絡協議会と話し合いをして対策を検討する。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	要援護者の避難所に一般の人が避難してきた場合、一般の避難所に移動してもらう必要がある。	特別養護老人ホーム、老人保健施設、老人デイケアセンターの要援護者の方が避難してきた場合の市民の理解と移動手段を確保しておく必要があるため協定施設と話し合いをして対策を検討する。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	ケース記録が全て紙媒体のため、津波等で紛失した場合の再発行が不可能である。	ケース記録の電子化。2年以内のものは電子化済みであるが、過去のデータが残っているものに関しては、電子化にすることは可能である。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	応援物資や義援金の対応について、市民ボランティアがどのように活動したらよいか基本ルールを決めておく必要がある。早めの情報提供が必要である。	先進市等の方法を学び、茅ヶ崎市で取り入れる。また、茅ヶ崎市だけではなく、近隣他市との連携も含め検討する。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	情報推進課内の災害時の人的なバックアップ体制を再考すべきである。	現在においても、情報機器の保守を行う業者との間において、連絡体制は整備されているが、今回のような災害時におけるサーバ等の情報機器の保守について、改めて詳細に連絡体制を明確化し、有事にすみやかに対応できるよう、バックアップ体制を強化する。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	土木系職員のリスクマネジメント能力に関すること。	人材育成に関し、リスクマネジメントを24時間担っているという観点から、土木系職員は施設の管理部門を必ず経験させる必要があり、政策系あるいは建設系および許認可の部署だけを渡り歩くことのないように、適切な時期に偏りのない異動が求められる。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	自主防災組織の充実。	避難所の運営について、自主防災組織が自主的に運営できるようにする。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	公民館や青少年会館は、地域防災計画では避難施設・災害応急施設として位置づけられているが、今回は、最初から避難所として開設をした。地域防災計画、各部の災害応急対策マニュアル等それぞれ整合性がとれていない部分があるので、今回の対応を受けて、より機動性のある活動マニュアルとなるよう見直しをする必要がある。	2階建ての公民館は避難所として適切か再検討するとともに、地震のみや風水害と津波を伴う場合には、避難建物の基準が異なる点の周知を徹底する。青少年会館を避難場所に指定するなど必要な措置をとるか、対応可能な状況にした後に避難所として開設する対応とする。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	停電時でもコミュニティホールで動けるか。	非常電源の確保。長期の停電を想定した対応策の見直し
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	二本松市にA4の用紙100箱を送ったように、緊急時に用紙が必要な場合が想定される。	協定市と、災害時緊急供給物品として用紙を入れ込むことについて検討。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	人工透析を受けている方	透析のための通院については、医療機関から利用者へ連絡が入り、計画停電の際の対応を含め、通院時間調整する等、混雑しないように対応していただいたため、大きな問題は生じていない。自力で車で通院していた方について、ガソリンが一時的に不足した時期に「自力で通院できなくなるのではないか」との問い合わせが入った。また、医療機関より、茅ヶ崎市あてに計画停電の際の自家発電の設備がないため対応に苦慮しているとの相談が入った。人工透析を受けている方の対応について検討。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	災害廃棄物処理	海水浴場を仮保管場所として集積し、県の定める災害廃棄物の処理方法に従って順次処理する。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	災害廃棄物と仮保管所をどこに設置するか。	被害の状況により、校庭、広域避難所に指定されていない公園や民間の空き地、場合によっては河川敷や海辺等を仮保管所として想定する。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	市職員及び焼却施設の運転委託職員が被災し、焼却施設及び粗大ごみ処理施設の運転に必要な人員が確保できず、ごみ処理が出来なくなる	施設の運転に必要な人員が確保できるまで他市町等にごみ処理を委託する。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	20年度に地域危険度測定調査、21・22年度には都市防災づくりワークショップ、復興イメージトレーニングを行ったが、新たな視点を取り入れる必要がある。	今回の震災を踏まえたうえでの防災まちづくりシンポジウムの開催、地域で進める防災都市づくりワークショップのリーフレット作成、新たな地区での防災まちづくりワークショップ、全庁的な震災復興イメージトレーニングを進める。また、震災発生後の処理をスムーズに進めるため、罹災証明を取り扱う主管課を整理する必要がある。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	津波対策について。	津波の想定を再検証する必要がある。津波ハザードマップの見直し。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	帰宅困難者等の宿泊場所の確保	各施設の役割を明確にする。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	・災害対策基本法に基づく対処計画である「茅ヶ崎市地域防災計画」は、「地震による地域危険度測定調査報告書」(平成20年度)の公表及び、この度の東北地方太平洋沖地震の対応(経験)を契機として、抜本的な見直しが必要な状況である。 ・その内容は、災害発生時を想定した平常時におけるソフト、ハード両面に関する総合かつ組織的な備えと災害に対する直接的な組織の役割分担と活動を体系化したものである。	○(仮称)「危機対処計画」(業務継続計画)は、自然災害のみならず、緊急停電など様々な緊急事態を想定し、事業の継続と早期復旧を目的とし、平常時における所要の対策、行動計画や緊急時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ定めておく計画である。 ○(仮称)「災害等復興計画」は、自然災害等により被害を受けた市民がいち早く生活を再建するため、生活再生のための支援、インフラの迅速な機能復旧の道筋を明示するものである。また、「まち」を災害前に比べさらにより良い環境とするため、都市計画的な視点を具備した計画である。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	危機管理体制の強化について	防災危機担当は「地域防災計画」の見直しを行うとともに、地域の実情に即した地区防災訓練の支援、自主防災組織における防災計画立案の支援等を推進する。また、各種災害協定に関する庁内調整を担当することとする。
3-18	その他(1年)	概ね1年以内	施設への自家発電の設置	自家発電機の購入
4-01	人員配置の見直し	概ね3ヶ月以内	災害対策本部や拠点配備職員への動員により、投・開票職員の確保が困難となり投開票執行が危惧される。	職員に代わり、臨時職員・派遣職員・学生ボランティアなどの活用を検討する。
4-01	人員配置の見直し	概ね3ヶ月以内	小中学校及びその他教育施設の被害設備の診断及び復旧を実施するに当たり、現状の機械職・電気職の人数では少ないため、対応に時間がかかる。	教育施設課経験者の機械職・電気職を集結し、避難所となっている場所から優先的に被害設備の診断を行い、業者に復旧手配を行う。
4-01	人員配置の見直し	概ね3ヶ月以内	職員が共働き家庭では、職員の家族について安全確保ができない	部内災害応急対策マニュアルの見直しに伴い、課内の職員配置を考慮する。
4-01	人員配置の見直し	概ね3ヶ月以内	災害の状況によっては、津波等の直接的な被害や交通機関への影響等により、全ての職員が参集できるとは限らないため、職員の参集状況の確認及び参集職員が少ないなかでの対応を考える必要がある。	○参集システムの活用により職員の安否確認をするとともに参集状況の確認をする。 ○部内優先業務の決定、他部局への応援要請 ○長期化を見越した交代体制を組む ○対応事項の優先順位を規定する等他部局の職員でも取り組めるようなわかりやすいマニュアルを作成し、随時見直しを図る。 ○災害発生は職務時間内とは限らないため、職員各自が自宅等においても災害時対応マニュアル等の確保に努める。
4-01	人員配置の見直し	概ね3ヶ月以内	地域住民からの災害情報の対応について	今回の震災時には、地域住民や地区防災部会(防災リーダー)からの被害状況が2件報告されたが、災害時には多数の情報提供や問い合わせがあると想定されるため、専用窓口の対応にあたる職員(動員)の配備が必要である。
4-01	人員配置の見直し	概ね3ヶ月以内	防災対策課と職員の待機場所(コミュニティホール)が物理的に離れていたことから、コミュニティホールでは情報の集まる防災対策課から避難所の状況(ニーズ)を把握するのにタイムラグがあった。また、避難所の人的支援体制の管理を誰が主導するのかについても、場所が離れていたこととも関連して、曖昧だったように思う。	防災対策課(災害対策本部)は、対外的な対応や市長、関係部署との連絡調整などで手一杯だと思うので、防災対策課に集まった情報を見ながら自らの判断で職員を管理・派遣できる組織体制等についても検討の余地がある。
4-02	執務空間の見直し	概ね3ヶ月以内	本庁舎の職員は、一時的に本庁舎の事務室に入ることが出来なかった。	本庁舎の職員の待機中の方法・場所の見直し

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-02	執務空間の見直し	概ね3ヶ月以内	職員が各部局に分かれて待機していた。	待機場所等を見直し
4-02	執務空間の見直し	概ね3ヶ月以内	仮設トイレ、遺体安置所、ごみなど震災発生後の相談場所の確保	情報提供、相談できる場所として、震災後使用可能な市役所、支所などに開設する。
4-02	執務空間の見直し	概ね3ヶ月以内	分庁舎4階に一部市民が避難していることにより、執行体制の効率化の妨げとなるおそれがあった。	被害状況にもよるが、市民の1次避難場所と帰宅困難者の受入場所は体育館や市民文化会館等に集約し、分庁舎は災害対策本部と職員の活動拠点と分けをし、執行体制の効率化を図る必要がある。
4-02	執務空間の見直し	概ね3ヶ月以内	各課設置の無線機の日常的な訓練が必要である。災害時に全員が使えるようになるには、電話代わりに、毎日一回は使うことを習慣にする必要があると思う。	無線機の配置を変更し、手の届く範囲にし、事務連絡程度の軽易な連絡でも利用することとし、併せて電話料金の節約の効果も期待できる。
4-02	執務空間の見直し	概ね1年以内	課の事務室が狭くまた、電話機・ホワイトボード・室内コンセントも少ない。	防災対策課については、情報連絡調整室を確保する。
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	配備職員と本部との連携が取れていない。	人数や連絡体制の見直し
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	地震後市役所駐車場や中央公園からコミュニティホールへ集合する指示があり待機していた。その後、待機者の中から適宜、避難所の拠点配備職員の応援や茅ヶ崎駅からの帰宅困難者支援へ出動したが、本部(コミュニティホール)で指示された内容と現地での状況が異なっていた。	本部(コミュニティホール)でも各避難所等の状況を把握して、指示等行う必要がある。
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	地震発生から配備職員への配備命令までの時間が短すぎる。被害の状況もほとんど分からないまま配備に向かうのは危険であり、実際に大きな余震が来ていた。さらに、今回の場合は、学校職員が勤務している時間帯であったので、慌てて配備に向かう必要も無かった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配備職員への情報提供が必要</li> <li>・避難所とその周辺の被害状況の把握が必要</li> </ul>
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	本部機能が、防災対策課一教育委員会一コミュニティホールと分散しており、情報の共有および発信に問題が生じた。	本部機能の見直し。
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	津波警報(注意報)発令時の職員参集について、避難するのか、参集するのかははっきりしていない。	津波警報発令時の職員の参集方法を確立する。 医療救護所担当職員や医療関係者の津波警報発令時の参集方法について、医療救護所マニュアルに明記する。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	災害対策本部の連絡システムが職員室にあり、職員室と避難所と連携がうまくいっていない学校があった。	携帯無線等の非常連絡体制を設ける。
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	避難の迅速化＝避難の判断	避難判断基準の確立。
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	最終的な学校の被害状況を全校分把握できていない。	全校に報告させるよう、文書で指示。
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	庁内の防災放送が、地域に流れる放送と同期しているといいと思う。数分後では、市民からの電話消化対応が間に合わない場合があると思う。	公民館の場合は放送と同時に、防災放送の内容が事務室設置の小型の液晶に表示されるので、対応が可能である。本庁では庁内放送をリアルタイムで流すことで、即応体制が期待できる。
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	市内の被災状況、現場調査のリアルタイムな情報を正確に把握できていない場面があった。	配備職員、現場調査職員等の現場にいる職員と災害対策本部との連携強化を図り、情報を本部で一元管理する。配備職員、現場調査職員等は、現場に到着する過程で被害状況の確認を同時に行う必要がある。
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	学校へいろいろな所から情報が入ってしまうため、情報を流す際には、系統だった流れをつくってほしい。学校によって対応がまちまちであり、どの学校でも同じ対応にしてほしい。	連絡体制を整備する。 指示するところを一本化し、同じ対応にする。
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	対策本部が設置されても、職員の避難状況等の報告・把握もなく経過した。	職員の避難状況等の報告が無かった理由を明確にし、災害時、どれだけの職員が動けるのかを把握できる方法を検討する。
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	初期の段階で部単位で集合する必要があるのか。(大人数だと安否確認等がしにくい)	参集システムが稼働していない場合、集合場所を決め、参集する。部単位で集合する必要があるか否か検討。
4-03	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	地区防災拠点である避難所(小中学校)との連絡調整について	今回の震災時には、最大4名の市民が隣接する小出小学校に避難されたが、支所と避難所との横の連絡が旨くできず、避難所の閉鎖に関する情報も入手できなかったため、連絡体制等の見直しが必要である。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	福祉会館のIs値=0.38は本庁舎の次に低いものとなっている。しかしながら、余震が心配される中で津波警報発令時に近隣住民の一時避難場所として、公共施設を解放した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線による市民に対しての避難勧告は、耐震強度に不安のある建物を除外する。</li> <li>・福祉会館を含む避難所に適さない公共施設については、緊急時に避難所とはならない旨を掲示し市民に周知する。</li> <li>・福祉会館周辺の安全な避難施設(避難所開設先となる学校等)への道程を掲示し、市民に周知するとともに、地図を配布できるように準備しておく。</li> </ul>

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	市民への周知及び相談窓口の設置。	速やかに1フロアを本部として設置し、市民からの問い合わせに対応する。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	帰宅困難者の施設への誘導が施設側から見えにくく、どのくらいの人数の受け入れなのか、いつ到着するのか、どの施設から埋めていくのかなど、情報がなかった。	帰宅困難者が想定される場合は、JRと連携し、直接現状を受け入れ施設側にも連絡することで柔軟で適切な対応を図れる。 帰宅困難者に鉄道の正確な再開情報を迅速に伝えるとともに、入場制限の情報も伝える必要がある。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	災害時における公の施設の開設状況を市民に公表することについての対応マニュアルが整備されていない。	公の施設を所管する部局ごとに対応マニュアルを作成する。 各施設の情報をとりまとめ公表する仕組みを構築する。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	・分庁舎の職員は、自席にいた人もいるが、コミュニティホールでの動きが伝わっていたのか。	情報伝達に係るマニュアルの見直し
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	警察からの照会電話が分庁舎6階のコミュニティホール内線に転送されたが、照会内容が市内各施設の避難者数についてであったので、分庁2階防災対策課で回答した。	災害時業務の所管事務の振り分けを明確化し、電話連絡内容に応じた適切な電話交換(夜間含む)を可能にする。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	市内事業者の被災状況の把握。	商工会議所、同業種組合、地域商店街等組織を利用して、被災状況を把握する。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	被保護者への安否確認	各担当者が日頃注意をしている被保護者に対し速やかに連絡等行い確認をする。(身体状況により緊急対応(酸素吸入や透析等)が必要な方を重点的に対応する)
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	海岸ホームレスの安否	海岸を管理している神奈川県藤沢土木事務所と連携をとり、状況把握や情報収集等行い協力体制をとる。また、定期及び随時巡回相談等の中で注意を促していく。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	連絡系統が確立されていなかった。	自治会、自主防災会、民生委員等への連絡系統のマニュアル化
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	避難所が開設されたことを、自治会長、民生委員が知らなかった。	避難所開設の基準を明確にし、自治会自主防災会長等に周知する。 避難所を開設したことを、地域住民へ周知する方法を確立する。



No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	市民への広報手段の確保 仮設トイレ、遺体安置所死亡者名、遺体の特徴、火葬場所、野焼き場所、埋火葬許可の発行、ごみ処理などの周知	広報用紙、印刷機の確保、自家発電機の確保、遺体安置所の収容情報、県外火葬場の情報、火葬可能場所の情報収集、避難所への周知
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	救急救命士は、医師から指示を受けないと特定行為ができない。東日本大震災発生当初、有線電話や携帯電話がかかりにくくなる現象が発生した。電話による医師の指示を受けることができないため、必要な時に特定行為が実施できなくなることが想定される。	電話の輻輳により医師の指示が受けられないことについて、湘南地区メディカルコントロール協議会に検討を依頼する。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	教育委員会として各小中学校へ問い合わせることについて、それぞれの課の業務に応じて問い合わせしている。たとえば、教育総務課では避難者について、学校教育指導課では児童・生徒の安全について、教育施設課では建物の損壊状況についての問い合わせがあったが、学校の負担が大きく、混乱しかねない。	問い合わせ事項(・児童・生徒の避難状況・一般の避難状況ほか)を各課からの問い合わせるのではなく、確認事項をまとめ、一括して表にしておいた方が良いと思う
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	計画停電のために、県の事業である教職員の研修などが急遽変更された場合、連絡が不徹底になる恐れがある。	県が責任を持って対応するべきであるが、本市が計画停電になっている場合は、連絡漏れが生ずる恐れがあり、学校の電話による連絡方法以外に、別の連絡ルートを確立する必要がある。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	公開している民俗資料館は、職員が常駐せず日中の管理はシルバー人材センターに委託しているが、災害時に現地と連絡を取る手段がない。現場で判断できないような不測の事態が起こった際の迅速な対応が出来ない可能性がある。	連絡は現在シルバー人材センター事務局経由で行っているが、あらかじめ災害発生時に来館者等の安全をどのように確保していくのか種々の想定の下で事務局と詰めておく必要がある。また以前は公衆電話が設置されていたが利用者が少ないことから撤去されており、直接現場の状況を把握できるような連絡手段の確保も検討しなければならない。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	地震や計画停電について、「市役所に電話が通じにくいので」と市への問い合わせ等も多かった。	提供できる情報は業務を優先し情報提供(掲示とチラシ作成)した。初期段階の出先等への情報提供のあり方を検討。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	避難場所…地震(特に津波警報が発令された場合)の避難場所として3階以上の建築物が近隣にないため住民が避難してくるケースが考えられるが、公共施設の耐震調査でIS値が0.41と低く建て替えが必要な建物と「公共施設整備・整備計画」で位置づけられている。そのような建物に避難場所として誘導することが良いものなのか。また今回の地震規模(津波)が起こった場合は高さはあるにしても躯体基礎から損壊する恐れがある。現在、指定されている避難場所は海に近いため、今回ように津波注意報や警報が発令されている場合、避難場所として不安なため選択できない人がいた。	津波警報等が発令されるような状況において、避難場所となっている海岸に近い公共施設の運用について、事前に調整を図っておく必要がある。また、避難場所がわからない住民が多数いるため避難場所を再度検討し周知徹底を図る必要がある。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	計画停電の情報入手のための東京電力との連絡に防災・広報・用地管財など複数で関わり、効率の低下や情報共有の齟齬を招いた。	対応窓口を一元化し、必ず情報が広報に伝わるよう徹底する必要があると思われる。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	・教育総務課の活動マニュアルでは、学校教育関係施設の被害状況調査・把握、避難所の開設・運営の協力に関することとなっている。 ・避難状況や避難所との情報伝達は、教育総務課が行うのか。明言がない。 ・茅ヶ崎市地域防災計画 資料編 巻末資料2(避難所運営マニュアル)避難所からは市災害対策本部へととなっている。	「避難状況」「避難所との情報伝達」等、どこが行うのか、具体的に表示することが必要
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	他の公共施設との日頃からの連携…地震発生時、中学校校庭道路に利用者と共に避難したが、校庭の門が施錠されたままで、安全な校庭に避難できなかった	・隣接する公共施設同士はもちろんのこと、近隣の住民や店舗などと日頃から連携を図り、非常時に相互が助け合える体制を整えておく必要がある。 ・特に出先機関に於いては、近隣の独居老人など災害弱者への援助ができるような体制をつくるため、自治会や関係課かいとの情報の共有や連携体制の構築が必要である。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	各業務(住民登録、国保等)毎に、国等の機関から被災者に対し特例的対応を取るよう指示する内容の通知が、各々の業務主管課に対して連絡されているようだった。各業務に対する特例的対応を一元管理し、それぞれの内容をふまえた上でトータル的に被災者からの相談対応ができる窓口があった方がいい。	相談窓口の一本化を図り、全庁的に各課が手続きの協力をしていく。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	所管区域内における被害の情報収集のための各自主防災組織及び防災リーダー並びに小出地区自治会連合会との連絡方法の確立について	小出地区自治会連合会では、毎年1回連合会主催による防災訓練を実施しているが、今後においては、小出地区内の連絡体制及び連絡網の見直しを検討する必要がある。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	所管区域内の被害状況調査について	被害状況調査を行うにあたり、各自主防災組織及び小出地区自治会連合会等との連携を強化するとともに、小出地区は広範囲のため自転車等による現地調査を迅速に行う。
4-04	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	概ね3ヶ月以内	警察署に配備された職員は、警察より茅ヶ崎警察署管内の電源開発株式会社や寒川町役場に関する情報も求められ、災害対策本部で情報を把握していなかったため、警察署に配備された職員が、各所へ直接電話連絡し、情報を収集した。	災害対策本部で情報を一元管理し、関係機関へ配備された職員が災害対策本部へ確認を行うことで、情報収集できるようにする。
4-05	資源・物品の使用法の確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	住民の方が青少年会館の耐震状況を理解した上で、一時的な避難場所として避難する場合、誘導等で応援職員の必要性がある。	第一段階として、本庁青少年課の職員対応となるが、青少年課職員が配備職員となっている場合には対応ができないため、防災対策課と協議して事前調整が必要。
4-05	資源・物品の使用法の確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	通信指令室の震度計と気象庁発表震度に違いがあるが、地域防災計画や消防計画上では「震度5弱以上」で非常参集することになっている。 また、参集メールなどのメール配信が電話会社の許容量を超えたため、受信までに時間を要した	地震発生直後、電話やメールなどが通常どおり使用できないため、非常参集は気象庁発表震度による「震度5弱」とした方が情報収集が容易なため、迅速な対応がとれる。 また、参集メールが遅延したケースもあるため、メールに頼らず、テレビやラジオなどから、自ら情報の入手に努め、自発的に参集できる体制を構築する。 防災行政用無線を使用した参集方法なども検討する。
4-05	資源・物品の使用法の確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	発生直後の学校の状況確認については、当課と学校との電話連絡が難しくなり(携帯電話は通信不能)、状況把握に時間がかかった。教職員は、児童生徒を一旦校庭に避難させたため学校の電話には対応できないか、または状況を把握できていない職員による対応となったケースが多かった。	学校は、児童生徒及び教職員が避難する際に無線機を携帯し、教育総務課が管理する防災用の無線と交信できるようにする。
4-05	資源・物品の使用法の確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	避難者を受け入れた公民館では、その状況を社会教育課経由で防災対策課に報告していたが、避難者への毛布や非常食は別途申請しなければ配給されないとされていた。 後日非常食や毛布は公民館にも配備されていることがわかったが、再度公民館の受け入れ体制について確認しておく必要がある。	備蓄されている物品以上に避難者が集まって来た場合にはやはり不足物資の配給申請が必要になると思われる。情報を集約し、共有できる仕組みを作ることで、配給漏れもなくなり、落ち着いた対応もできるようになる。
4-05	資源・物品の使用法の確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	燃料、食料等災害後にすぐに必要になる物品について、事業者側の供給不足の問題により確保が困難になるという課題がある。	・災害時の協定など現在締結している仕組みをさらに他事業者、他自治体へも広げること及び協定内容をさらに実情に沿ったものに直すこと。 ・市役所で備蓄できるものについては備蓄量を増やすこと及び新たに備蓄する方策を模索すること。 ・緊急時に確実にかつ迅速に物品を調達する方策を検討すること。 ・津波災害が発生する可能性を視野に入れ、現在の茅ヶ崎公園野球場に代わる備蓄倉庫の場所を早急に検討すること。 ・特に、燃料については、南関東地方を直撃する激甚災害が発生した際には今回を遙かに上回る供給不足が生じるおそれがある。急務の課題は、全庁で事業の優先順位を整理しながら、各事業別に被害状況の大小ごとにレベル設定して「燃料供給不足が発生した際の事業の縮小」について検討するべきである(市の事務事業のトリアージ)。これらは、市民安全部の被害状況レベル設定をもとに、部局ごとに縮小可能な事務事業のレベルを設定して取りまとめ、最終的に庁内で統一していけばよい。
4-05	資源・物品の使用法の確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	被災直後の現金支払い(ガソリン等)	被災直後の現金支払いに対応するために金庫内に現金保管用の金庫を用意し、現金を保管しておく。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	職員が配備職員として対応せざるを得なかったため、サーバ等の情報機器への対応をする職員が少なく、非常に大変だった。	配備職員の体制の見直し。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	震災直後、財務オンラインが停止となり、緊急に必要な物資の購入など予算執行する必要が生じた場合、予算上の管理が困難となる。	当面は予備費の予算額を限度として執行させ、管理については、紙ベースで管理することとなる。また支出については、会計課との連携が必要であり、仕組み作りも必要。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	・総合体育館が市民の避難施設として、市体育館が帰宅 困難者の避難施設として利用されたが、文化生涯学習 部災害応急対策活動マニュアルでは、応急施設として 位置づけられている。 ・避難者を受け入れた場合に、応急施設としての役割を 果たせるかどうか課題である。	・総合体育館及び市体育館の災害時での役割について、公共施設全体の中で協議したうえで、明確にしておく。 ・帰宅困難者については、どの施設が対応するのか公共施設全体の中で協議し、明確にしておく。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	薬品等の不足	焼却施設の運転に欠かせない、アンモニアや消石灰等の薬品を納入先の業者と連携し、安定確保に努める。全ての薬剤等の消耗品の計画的搬入ルートが確立するまで他市町の状況を確認し、薬品確保に努め、同時に処理委託も検討する。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	公用車利用について、課により使用の判断が大きく異なる。	用地管財課により地区、荷物によって使用できる庁内統一的な基準を設ける。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	現場調査に行ったがプロットに必要な都市計画図等が本庁舎にあり、被災後、庁舎に取りに行くのが困難である。	調査に必要な書類や道具は分散して保管が必要であるため、必要な書類(白地図・住宅地図・被災宅地用書類)や道具は、3セット準備をし、西側倉庫等1階に保管する。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	市立病院の食糧の確保	被災した場合、患者用の食料は3日分程度あるが、職員・職員の家族用も含めた数量の確保が必要である。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	急を要する本庁舎議会事務局からの資料の持ち出し及びバックアップデータについて	持ち出しの必要な資料の検討。バックアップデータの作成。データをデスクトップ上には保存せず、サーバーへ保存。(検討の結果、急を要する紙ベースの資料はなかった。)書類の整理、保管場所の検討。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	避難所から食料の要求に対し、備蓄倉庫のものを使うのか。災害対策本部が用意するのか。	災害対策本部で対応を検討
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	避難所との情報伝達が役割と思っていたが、災害対策本部から避難所への物品の運搬まで頼まれたことがあった。	役割分担の明確化を検討

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	鶴嶺公民館には7名の避難者があったが、当初、非常食ではなく別の弁当等が届くと伺っていたので、それを待って避難者に提供するために待っていたが、届いた物は公民館に備えてある非常食と同じものであった。そうであるならば、電話等で備えてある非常食を支給するように指示があれば直ぐに対応できたと思う。避難所にどのような非常用の物資が備えてあるか把握していると思うが、実際の対応は後手になってしまった。	再度、避難所に配備されている非常時に対応する備品の数量等を確認するとともに、その情報に基づき適切な指示が迅速に出来るようにする。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	電話や携帯がつながらず本庁、休みの職員、主催事業講師や利用団体等連絡が取りにくかった。	停電時以外は館内設置の公衆電話で対応。今後のNTTの公衆電話の引き上げは避て欲しい。防災用デジタルMCA無線も設置され本庁・各公民館との連絡は可能になった。非常時に向け職員誰でも使えるように週1回程度機械操作の練習を実施する。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	養護、特養等被措置者、利用者対応するに当たり、公用車が使えず、入所手続き等に支障をきたした。(緊急避難的な対応も困難になる。)	・公用車ガソリンの優先 ・臨機応変に動ける職員体制
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	支援物資のスムーズな搬送及び搬送者の負担軽減	必要な支援物資を割り出し、一カ所にまとめ、短時間で積み込みできるだけ早く出発するよう効率化を図ることで、搬送者の負担を軽減するとともに要請先の要望に応える。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	地震災害時には、公用車での移動はかなり制約を受けることが想定される。(道路の損傷、家屋・ブロック塀の倒壊。道路の渋滞等)そのようななかで、市内遠方への移動では自転車の有効活用が考えられる。	全庁的に見て、公有自転車だけでは不足することが明らかである。各課において、何台程度必要となるのか。また、職員個人の通勤用自転車の活用なども考慮、検討しておく必要がある。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	議員控室にいる議員・議員控室への来客者数等の把握について	議員については、出欠ボタンの利用を促し、出席議員が必ず確認できるようにする。議員控室への来客者数等の確認は検討を要する。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	津波警報発令時の避難場所	津波警報発令時は、校舎棟の3階以上に避難するため校舎棟の応急危険度判定が必要である。予想津波高さによっては、海沿いの学校避難場所を閉鎖する検討が必要。災害対策本部との連携をとる。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	津波等による避難者や帰宅難民の受入のため、対策本部の指示で出動したが、本部等との連絡が取れないため、状況が全く分からなかった。	班体制を作り、班単位で行動するようにする。また、情報伝達班を作り各班に情報を流すようにする。各班に無線機を持たすなど。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	体育館を避難所としているが、津波警報が発令されて、校舎の最上階の教室を避難所とした学校があった。ただし、応急危険度判定は、体育館しかなかった。	・警報の発令内容にもより、避難所を体育館に固定しない。 ・応急危険度判定を校舎まで行う。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	携帯電話が使えない状況、また業務時間外での対応策について、事前調整、約束事を決めておく必要がある。	全庁的なルールを検討する。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	海岸近くの公共施設について、津波に対する新たな対応策について	津波の避難勧告・指示が発生した場合の施設利用について見直しを行う。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	避難所等へ人的配置を確保できても、そこまでの移動手段が確保できておらず、そこから手段を探すような状況でした。	人員の配置計画ができれば、それを見ながら移動手段(公用車等)を組み立てられる要員(または方法)を予め用意しておく必要がある。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	各避難所へ交代要員等を派遣する際の車両の管理が円滑に行われていなかった。	担当部署で車両の一元管理する。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	大津波警報時の保育園、児童クラブ、その他の保育施設からの避難場所確保	全庁的な取り組みとして、避難できる建物の指定などを検討。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	水道水の放射性物質による汚染時、乳児用の水の確保	平常時の備蓄量の見直し(現在は、在園児童3日分) 給水体制の検討
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	停電時の金融システムが使用不可能	金融システムを利用した送金・支払等が出来ない 緊急支払には現金が必要
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	被災した金融機関・コンビニでの収納事務ができない	当面の収納事務は市役所(出納員)で行う。 被災地圏外の金融機関からの収納金の送金可能な方法を検討。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	青少年広場を市民判断で避難場所として使用される状況が発生した場合の対応について事前に検討しておく必要がある。	青少年広場をはじめ、本来は避難場所でない施設について、再度災害時の利用方法を検討。
4-05	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	概ね3ヶ月以内	「茅ヶ崎市勤労市民会館」の被害状況の確認等、相互の連絡手段	防災無線以外の内線等による(本庁舎が立ち入り禁止のため)有効な通信手段を常時確保する。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	発災当日から翌日にかけて、記者発表する情報の集約をする祭の防災対策課との役割分担が不明確で、発信に遅れが生じた。	随時の記者発表を前提に、防災対策課の記録作業と平行して、発表事項の抽出を行う。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	「市税減免許可通知書」を発行するために必要である「り災証明書」の発行担当部署を早急に決めること。	税三課では住宅被害調査を行うが、時間と労力がかかることが想定され、「り災証明書」の発行部署について検討する。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	住宅被害以外の調査部署が決まっていない。	住宅被害以外の対応部署を決める。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	災害時における保健師等医療専門職の活動について、看護協会の災害時保健師活動マニュアルはあるが、市としての活動体系が整備されていない。	庁内の保健師連絡会にて検討を行い、災害時の避難所や地域での保健活動やボランティアの活用方法等のマニュアルを作成する。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	災害時における保健師の活動について、現在、常勤保健師28名が、4部7課9担当に分散配置となっているが、避難所や被災者への対応について、効果的に活用していく必要がある。	平成22年4月より「庁内保健師活動連絡会」を実施しており、連絡会においても保健師の全庁的な課題として「防災対策」は認識している。茅ヶ崎市地域防災計画をふまえ、保健(健康管理、心のケア含む)・衛生等、保健師の役割について検討していく。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	今回の想定を超えた沿岸部の被害状況を踏まえると、海岸の雨水吐や河川の水門の点検や閉止対応について、人命に関わるリスクがあることが判明した。	活動マニュアルの中で、津波をより意識した行動規範を示す必要があり、左記の対応内容については修正する必要がある。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	被害の程度に応じた段階的な執行体制が想定されていなかった。	被害の程度に応じた段階的な執行体制を想定し、他部局の応援をどのように受けるか、また、休日夜間の対応を具体化させるなど、活動マニュアルの充実が必要である。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	発災後のり災証明交付に伴う混乱	全庁的に窓口の一本化を図り、関係課との情報を共有する。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	児童生徒の安否確認について	学務課と学校教育指導課の災害応急対策マニュアルの見直しが必要
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	施設内に保護者がついていない子どもがいた場合の対応をどうするか。	帰宅させるのか、とどませるのか、判断が難しい。マニュアルが必要。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	大規模災害発生後の物資調達について、指揮系統が混乱し、その結果調達が遅れるという危険性がある。	「物資調達については、災害対策本部からの指示命令をもって取り扱う」というルールを庁内で統一すべきである。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	災害対策本部機能の充実。	災害本部事務局に、情報整理班、対策班等を配備するなど、すみやかに指示できるようにするため、災害対策本部のマニュアルを整備する。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	防災対策課の職員だけが核となる体制は見直しが必要ではなかったか。	選挙のように、防災対策課OBを、初期段階からメインに配置して、非常時には、防災対策課の職員並みの動きをするような体制づくりのほか、本部機能の強化の中で検討を要する。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	危機管理体制の強化として、毎回全部長の招集はあり得ない。	臨機応変な命令決定体制が必要。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	避難場所の職員配置の統制、配備職員等の対応における防災本部と教育委員会との連携について詰めておく必要がある。	現行では、市長部局と教育委員会でも統制がとれておらず、各部局、各施設の情報共有が行われてにくい状況となっていると思われるため、全庁的な対応、連携方法の再考を行う。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	発災直後のホームページ、記者発表、庁内放送などの作業分担がその場しのぎになり、職員に長時間の対応を求めることになった。	長丁場を想定した防災対策課との役割分担、広報担当内での媒体別の対応体制を整理する。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	避難所や医療救護所予定場所(各中学校及び地域医療センター)に津波被害が発生した場合の対応が整備されていない。	津波による被害想定を作成し、状況に応じた対応策を作成する。 被害想定に合わせ医療救護所の設置場所、診療体制等の対応策を医療救護所マニュアルに明記する。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	公園施設について、どの時点で閉鎖とするのか。どの時点で利用者に対して、避難指示を出すのか。さらに、津波警報等が発令されたときの避難誘導先等が明確になっていない。	震度や津波警報発令時の対応策を仕様書やマニュアルに具体的に明文化し、有事の際には利用者の安全性確保のため委託先等に的確に指示、避難誘導できるよう課内で共有しておく必要がある。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	道路建設業協会や電気協会等の協定締結事業者との協定内容の再確認	協定締結事業者と協定内容の再確認をするとともに合同訓練を行うなどして道路復旧に向けた意思統一、共通認識を持つようにする。
4-06	初動体制の見直し	概ね3ヶ月以内	消防計画から防災計画への移行が明確でない。	消防計画から防災計画へ移行することに伴い、防災マニュアルで定める各職員の担当業務について理解を深め、具体の対応を行う。
4-07	避難所運営の見直し・拠点配備職員に関すること	概ね3ヶ月以内	本来であれば災害対策本部から連絡するべきではないかと思われる事項について、教育部より連絡することがあった。 →避難所を閉鎖するとき、職員を帰らせることについて等	指示する人、部署の明確化。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-07	避難所運営の見直し・拠点配備職員に関する事	概ね3ヶ月以内	本部と避難所の連携がとれていないことを感じた。互いにそれぞれの状況を把握できていなかった。	避難所を3～4箇所ごとにグループ分けし、各グループごとに専任で連絡担当の職員を本部に配置する必要があると思われる。
4-07	避難所運営の見直し・拠点配備職員に関する事	概ね3ヶ月以内	各避難所に配置された職員と交代する職員に対して、交代時間や交代方法について混乱がみられた。	一度出された指示を訂正する際に、混乱が生じないよう伝達する方法の確立。
4-07	避難所運営の見直し・拠点配備職員に関する事	概ね3ヶ月以内	・総合体育館及び市体育館が、市民、帰宅困難者、原発 近隣住民の避難所となったが、応援職員が派遣される まで、部内職員だけで避難者の受入れ準備から対応までをせざるを得ず、通常業務のなか、職員にとっては、体力的・精神的な負担が大きかった。 ・体育館での避難所運営には、全庁的な対応(人員体制) が必要である。	・総合体育館及び市体育館を避難所と位置づけるのであれば、配備職員を配置し、初動体制を強化する。また、応援職員により避難所業務の継続を確保する。
4-07	避難所運営の見直し・拠点配備職員に関する事	概ね3ヶ月以内	トイレの仮設及び維持管理 * 上水道が使用不能となった場合	市が所有している組み立て式仮設トイレ388台及びレンタル業者からの借り受け15台並びに簡易組み立てトイレ2,668台(校内の個室に設置)を31ヶ所の地区防災拠点(避難所)に避難者数に応じて設置することを決める。 * トイレの組み立てについては事前研修を行う準備をする。 * 道路状況が確認でき次第、避難場所に急行し学校内に保管してある仮設トイレを設置することとする。 * 災害用として対応可能な処理能力(1日50キロリットル:約28,000人分)を超えないようトイレの管理を行う
4-07	避難所運営の見直し・拠点配備職員に関する事	概ね3ヶ月以内	大規模な津波被害が発生し、小中学校等の避難所がその機能を喪失した場合の対応	現在想定している被害に応じた避難所の対応策の見直し
4-07	避難所運営の見直し・拠点配備職員に関する事	概ね3ヶ月以内	配備職員の人数を各避難所へ確認したところ、一部の配備職員が参集していなかった学校があった。	・配備職員として、意識の高揚を図ることが必要。 ・配備職員研修を全員が受けれるよう、個別のフォローアップ対応も必要。
4-07	避難所運営の見直し・拠点配備職員に関する事	概ね3ヶ月以内	避難所での配備職員と学校管理職との役割の関係が見えない。(無線機を配備職員で対応しているところと学校管理職が対応しているところとまちまちであった。)また、無線機はどこに置いておくのがよいのか。	役割分担の明確化をするべき
4-07	避難所運営の見直し・拠点配備職員に関する事	概ね3ヶ月以内	平成23年度の配備職員について、男女比に課題がある。避難者に多くの高齢者、女性、子供がいる。女性などの対応が男性職員では不適切なことも多くある。配備職員が、課員の60%であったり0%であったり不均衡が出ている。	配備職員の割り当ての見直し。
4-08	非常時における平常業務継続に関する事	概ね3ヶ月以内	地震等の災害により諮問会議が開催されなかった際の案件が処分できない場合についての対応	災害時の事務処理期間の設置については県と協議する。
4-08	非常時における平常業務継続に関する事	概ね3ヶ月以内	計画停電時、高齢福祉介護課は非常用電源が割り当てられておらず、PC等の電子機器が使用できず、事務・窓口サービス等が停滞してしまう。	ランタン等により最低限の明かりは確保しているが、窓口対応等について検討する。



No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-08	非常時における平常業務継続に関する事	概ね3ヶ月以内	JR不通、道路寸断により、環境部の参集人員が少ない状況下での対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内優先業務の決定、他部局への応援要請</li> <li>・長期化を見越した交代体制を組む</li> <li>・他部局の職員でも取り組めるわかりやすいマニュアルを作成しておく</li> </ul>
4-08	非常時における平常業務継続に関する事	概ね3ヶ月以内	3/11の東日本大震災の被害報道を見ると津波被害は想定を超える厳しいものであった。三陸と相模湾では地形的に異なるため、津波の状況は異なると考えられる。しかしながら、茅ヶ崎市南部は標高が10m未満の部分も多く、災害対応にあたり、市体制を整えるためにはかなりの時間を要するものと思われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生は職務時間内とは限らないため、職員各自が自宅等においても災害時対応マニュアル等の確保に努める。</li> <li>・災害時対応マニュアル等については、わかりやすさを第1とし、対応事項の優先等を規定するとともに関係部局と調整し、随時見直しを図る。</li> </ul>
4-08	非常時における平常業務継続に関する事	概ね3ヶ月以内	災害の程度によっては、長期にわたり配備を迫られる状況が想定される。不眠不休の活動を余儀なくされるなかで、職員の健康状態の悪化が懸念される。	24時間対応が余儀なくされており、職員の休憩場所、仮眠のできる場所の確保と水、食糧、毛布等の用意が必要となる。 そのようななかで、委託可能な業務を精査し建設業協会などの民間の活用を検討したり、また、協力団体やホテル・旅館業者との協定を推進するなどして、職員の身体的・精神的負担の軽減を図る体制を確立する必要がある。
4-08	非常時における平常業務継続に関する事	概ね3ヶ月以内	指揮命令系統	平日日勤帯以外に被災すると、病院の幹部のほとんどが市外居住者のため参集することが遅くなる。そのため、院内で行っている上席医師を中心とした防災訓練を数多く行い、柔軟に対応できる能力を養うことが大切である。
4-08	非常時における平常業務継続に関する事	概ね3ヶ月以内	計画停電実施により、当初は、市内救急医療機関での救急車受入れ体制に制限が生じたことと、市外からの救急搬送が増加したとある病院関係職員から聴取した。 今後、夏期の計画停電実施時において、救急車受入れが円滑に行えるようにしなければならない。	市内3救急医療機関と連絡をとり、計画停電実施時と実施前後の受入れ体制を把握し、随時、指令担当、市内全救急隊及び隣接市町の消防本部に情報提供を行った。 今後、湘南地区消防長会に現状を説明し、医療機関の情報提供について調整を依頼する。
4-08	非常時における平常業務継続に関する事	概ね3ヶ月以内	計画停電期間における定例会の運営について	本会議及び委員会が日中で終了するような円滑な議会運営を目指す。また、夜間時の議会運営のための照明器具等購入の必要性について検討が必要。ただし、長時間における議会運営は、本会議及び委員会の会議録作成に支障をおよぼす。さらに、本会議の映像配信については、放映の中止などの市民への周知等を実施する。
4-08	非常時における平常業務継続に関する事	概ね3ヶ月以内	共同調理場や学校の給食施設の被害状況も特に問題がなかったため、学務課でやるべき最初の業務はすぐに終わってしまったので、教育総務課の支援にまわった。	時系列での業務の優先順位付けが必要
4-08	非常時における平常業務継続に関する事	概ね3ヶ月以内	施設等の夜間時の警備は、セコム等無人の警備システムを委託している。停電時にシステムが稼働していない課題ある。警備会社の対応も含め、検討をする必要がある。	全庁的に統一した対応策を検討する必要がある。
4-08	非常時における平常業務継続に関する事	概ね3ヶ月以内	計画停電が実施された場合、卒業式の実施で、特に小学校低・中学年児童の交通安全確保に課題があり、小学校全校で1年生から4年生までの学年を臨時休業とした。	今後も計画停電が続くことが予想されるが、各学校においては、通常通りの教育活動を実施することを前提に、教育活動の計画を立てる。
4-08	非常時における平常業務継続に関する事	概ね3ヶ月以内	計画停電の実施については、部活動の大会等の学校行事、修学旅行、キャンプ、市民文化会館を使用した行事など、実施の在り方を検討する必要がある。	今後も計画停電が続くことが予想されるが、各中学校においては、通常通りの部活動を実施することを前提に計画を立てる。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-08	非常時における平常業務継続に関すること	概ね3ヶ月以内	拠点配備職員と窓口業務職員の優先順位を考えておく。(職員が少なければ窓口は運営できない)	拠点配備職員を優先し、窓口業務は応援をお願いし開庁する。
4-09	職員の災害対応能力の向上	概ね3ヶ月以内	発災直後における施設内外の簡易点検方法の確立。	出先職員を対象とした簡易点検研修会の開催。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	災害が休日・夜間・早朝に発生した場合、災害時対応に当たる職員の確保ができない	所属によって拠点配備職員ではなく、災害時対応に専念できるよう市内在住で参集可能な人員配置をする必要がある。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	災害対策地区防災拠点配備職員として、課職員が複数配置されている中、残りの青少年課職員だけでは、青少年広場(市内21箇所)の安全確認の早期対応は極めて困難である。(4~8mの鉄鋼フェンスの強度等安全確認)	建物施設だけでなく、公園施設、青少年広場、スポーツ広場等の公共施設における災害時の安全確認について、教育施設課等の関連部署と統一的な対応策を検討する。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	斎場へ応援要員の確保をお願いしたい。	緊急時の人員体制を経験者及び課内から予定しておく。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	災害応急対策活動を行うための要員の確保について	災害時における小出支所の役割は、重要であり現在の職員数では、対応できない場合が想定されるため、災害発生時の職員参集場所の見直しも含め検討する必要がある。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	・地震発生時には、多数の遺体が出ると想定されるため、どの施設を遺体安置所とするかをあらかじめ決めておく必要がある。	・どの施設を遺体安置所とするか公共施設全体の中で協議し、明確にしておく。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	遺体処理等計画の見直しを検討しているが、遺体安置施設として想定される主要公共施設は市域の南側にあることから津波被害により機能を喪失している考えられる。市域北部にある市の斎場は、津波の影響はないと想定するが、燃料確保や炉数が限られることから多数の遺体を処理できない。	・公共施設については災害状況により使用可能施設が限られると考えられる。災害対応に際して、公共施設は様々な利用が求められるが、限られた施設数のなかでは混乱を招くことが予想されるため、行政内部である程度の優先順位等を定める。 ・遺体処理(火葬等)について、茅ヶ崎市単独による対応が難しい場合、県を通じて広域的処理を図る。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	焼却施設や粗大処理施設が被害を受け使用不能となり、修繕に時間を要する。	近隣市の状況を確認し、受け入れを依頼する。さらに県を通じて広域的に依頼をする。場合によっては遠方の民間処理業者の活用も図る。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	本市が被災地とならない中で、市民ボランティアの(需給)調整機能を社協が担うのであれば、それに対応する市の所管は今後も監査事務局で良いのか。	日頃より社協や災害ボランティア団体(NPO等)、日本赤十字などと連携を取っている部課かいと監査事務局とで調整し、所管及び役割について再検証が必要と考える。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	避難所開設にあたって、規定の指示系統が十分機能したのか不明、いろいろな情報が入ることで混乱が起きたこともあった	指示系統の確認とタイムリーな指示の徹底
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	即応体制の不備により、様々な決定が遅れがちになったような気がします。普段の会議から、短時間で素早い決定の訓練が必要と感じた。	コンビニの日常業務マニュアルのような、災害レベル、ケース別の初動体制の研究が必要であり、個人がそのマニュアルに沿って、行動できる定期的な訓練も必要と思われます。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	大規模な津波被害が発生し、小中学校等の避難所がその機能を喪失した場合の対応	企業等との連携・協定の締結。他市町村との連携
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	配備職員の人数が足りない。	避難所に配備職員が長時間勤務することを想定し、交代制にできるよう配備職員の人数を増やす。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	医療救護所ごとの治療体制や連絡体制が整備されていない。	医療関係者、学校職員、市職員で構成する医療救護所担当者会議を開催し、治療場所や医療資材、救護所ごとの連絡網等を整備する。 また、携帯やメールが使えない場合の徒歩連絡のため関係医療機関の地図等を作成しておく。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	住宅被害調査について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物等の被害調査計画の策定</li> <li>・被害査定基準の明確化</li> </ul>
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	住宅被害調査に行った際に、液状化等他の相談をされた。	・大規模災害が発生した場合には、住宅被害調査に相当の期間労力が想定され、またり災・被災状況は、住宅被害のみでなく、家財等の動産や、液状化、被災家族の状況・避難状況等多岐にわたるために、総合的一元的に把握する窓口が必要である。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	想定を超えた災害に対しての活動マニュアルの整備不足の露呈。	活動マニュアルを発展的に充実させた上で、内容を確実に実践するために、部内で定期的な実地訓練を実施する。併せて近隣県の被災状況の検証を行うことが望ましい。また、庁内各部署および関係機関と連携しながら業務継続計画の策定を行う必要がある。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	液状化に対するり災証明の手続きが遅くなったこと	課題を含め、マニュアルを明確化する。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	事業所施設自体の損壊や事業活動に必要なライフラインの損壊、取引先の被災、物流の停滞等による事業活動の低下。	金融支援策など被災状況に応じた一般的な支援策や業種を限定した集中的な支援等柔軟な対応策を講じる。

No.		実施時期	課題	想定される対応策
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	停電で電話が使用できない場合の廃棄物処理施設の被災状況の迅速な確認	停電時でも使用可能な緊急用回線により環境事業センターの状況を確認する。なお、最終処分場及び美化センターについては、環境事業センターに現地確認をもらい報告を受ける。また、選別処理施設については直接現地確認を行う。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	ボランティアニーズ把握については、各避難所からの情報を基にすることとしているが、在宅者からのボランティアニーズに関しては把握が困難である。	各避難所で、できる限り周辺住民のニーズについても把握し、本部へ報告してもらうよう徹底させる。
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	・各学校の防災計画では、児童生徒の安否情報はFAXにより報告することとなっているが、今回はそのやりとりはなかった。	学校の防災計画の見直し、連携が必要
4-10	その他(行動)	概ね3ヶ月以内	各学校の防災計画及び避難訓練については、関東大震災規模の大地震発生を想定して作成しているため、今回の大地震の発生を教訓にして、早急に見直しをする必要がある。	校長会や教頭連絡会で、早急に防災計画の見直しについて働きかける。